

---

平成25年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成25年9月10日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成25年9月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 議案に対する質疑  
日程第6 上程議案委員会付託
- 

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	芝 田 卓 巳君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	小 林 公 葉君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	財政室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	矢 吹 隆君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	町民生活課長	仲 田 磨理子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	福 田 範 史君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	谷 田 英 之君	産業課長	仲 田 憲 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名します。

5 番、植田均君、6 番、景山浩君。

---

## 日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで、挟みます。

町長より申し出がありまして、きのうの答弁につきまして、一言言いたいということですので……。

○議員（13番 真壁 容子君） きんの何の件ですか。

○議長（青砥日出夫君） わかると思います。

町長、どうぞ。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。

昨日、真壁議員さんの御質問の中で、覚書の件について御質問をいただいております、その折に長い将来的なことまで私のほうでちょっと話したわけですが、覚書そのものは譲渡までの覚書でございまして、譲渡で一応終わっておるということでもあります。

議会の審議の中で、将来の地震だとか、いろいろな災害の折などの支援についても、その折には協議を受けなければいけないということを申し上げてきたわけですが、そういうことではなくて、この覚書は譲渡までの覚書だったということでございまして、ちょっと私は思いを一緒に話してしましまして、誤解を与えたのではないかと思っております。

そういうことを申し上げて、誤解のないように、ひとつよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 一般質問に対して、もう会議録として正規に答弁されているんですよ。そうしたら、それをきちんと撤回して、訂正して、陳謝するというのが議会に対する礼儀じゃないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 13 番、真壁……。

○議員（13番 真壁 容子君） 回答しなくていいですね。

○議長（青砥日出夫君） はい。

○議員（13番 真壁 容子君） はいって、まとめて回答していいですか。

○議長（青砥日出夫君） はい。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 植田議員が言ったように、議会で答弁なされたことを、ここで聞いたことを正式の撤回とするのかどうかという見解を一つお聞きするのと、もう一つ言えば、町長、そういうこと、思いを語ったということは、思いはわかりました、思いがあるというのはちょっと置いといて、あの覚書を撤回する、もうこれでおしまいだと撤回をしなければいけないと思うんですよ。なぜかというところ、あなたの方の言い分が変わっているから、しなかったら生きるんです。何回言っても議会で二転三転するから、撤回すると言わなければあなたの言うこと成り立たないということを、まず議長、確認しますが、町長の言ったことは、これは議会の、いや、議事録の訂正だっていうふうにするんですか。そうはしませんね。どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。覚書とかその議事録を撤回するという事ではない。昨日、私が答弁をしたわけですが、それをお聞きになった議員さんの中から、どういうことでしたか、こういうことでしたかという御質問があって、誤解を与えてはいけないと思って今、言っているわけです。したがって、誤解がないように、そういうことでしたよという念押しという意味で、けさ、発言させていただいておりますので、覚書を撤回するというような話ではございません。答弁を撤回するというような事ではない。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁を撤回しない。

○議員（5番 植田 均君） 説明は……。

○議員（13番 真壁 容子君） わかる、わかる。

議長、そうですね、答弁を撤回しないんです。どんな意味があるの。

○議長（青砥日出夫君） きのうの一般質問で、杉谷議員の質問に対する訂正があるそうですので、7番、杉谷議員。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 御指名いただきありがとうございます。きのう、私の一般質問の中で、初めに、大雨に被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるっていうようなつもりでおりましたところ、おわびを申し上げるっていうふうに言ってしまったようでございます。このことを訂正させていただきたいと思っております。

それともう1点、質問の終わりのほうの部分ですが、言葉と気持ちとは違うように、どの部分かちょっと今、はっきりは、ここの部分ということを知りませんが、私の気持ちの中で、きのうからずっとおりのように残っておりました。言葉として監視っていう言葉を使ったようでございます。これは、そういうことは全然、気持ち的にもありませんので、これを指導っていうふう

に直させていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、はい、議長。議長。

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、議長、議長。

○議員（12番 亀尾 共三君） 議長、発言を求めている。

○議長（青砥日出夫君） 何でしょう。

○議員（5番 植田 均君） 町長の。

○議員（13番 真壁 容子君） 発言させていただきたいと思います。

済みません、先ほどの件ですけれども、確認ですが……。

○議長（青砥日出夫君） 先ほどはどれですか。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長が町長に発言を許した件ですけれども、これはどういうふう  
扱うのか再度確認です。

町長は答弁を変えるわけでも何でもない。ちょっと言いわけなさったんですか。それは、と  
いうことを確認ですけれども、きのうの本会議の一般質問でした回答は訂正するつもりないという  
ことなんですね。誤解を与えてはいけないのでっていうんですけれども、覚書自体は……。

○議長（青砥日出夫君） 撤回しない。

○議員（13番 真壁 容子君） 撤去しないと。あの中身は少なくとも今後以降にわたって保証す  
るといふか、話し合うという、協議するということは生きてることなのではないかという指摘に  
対して、撤回しないということなんですね。そのことの確認です。

それで、先ほどの本会議の中でしゃべった町長の答弁はどういう扱いになる、今の話はどうい  
う扱いになるんですか。ただ、言っただけ、聞いただけ。

局長にも聞きますよ、撤回ではないんですよ。ということは、私たちとすれば本会議の回答  
は生きてるといふふうに解釈しておりますが、それ間違いないですね、確認です。

○議長（青砥日出夫君） 町長。

○議員（13番 真壁 容子君） 何で、ちょっと待って、議長。町長しゃべったらまたややこしく  
なるよ。

○町長（坂本 昭文君） ややこしくなりません。わかるまで説明いたします。

昨日、私がお答えをした答弁という……。

○議員（13番 真壁 容子君） （聴取不能）言ったのがね……。

○町長（坂本 昭文君） よく聞いてください、お答えをした答弁というものを聞いて、あなた以外のほかの議員さんから確認の、終わってからですね、議会が終わってから確認の質問があったわけです。私が言っていたことは、私の思いというものと実際の覚書というものとはいささか違っておまして、思いと覚書とをごっちゃに私が話して、それを誤解して受けとめさせてしまったなということから、覚書については譲渡までのものでしたよということを皆さん方に改めて申し上げておくと。それから、思いというものは思いで、きのう述べたことであります。したがって、答弁を撤回するというようなことではないわけであります。

議事録を全部読んでみたわけではございませんので、まだできてなくて、誤った部分があればまた改めて撤回をさせていただくなりなんなりしますけれども、今の段階で撤回というようなことではございません。よろしく申し上げます。

○議員（12番 亀尾 共三君） 局長、見解はどうですか。

○事務局長（唯 清視君） 議会事務局長です。議員必携によりますと、発言が不必要な発言であったり、思い違いの発言だったりする場合、これを取り消したり、訂正を認めないで、その発言について全ての責任をとれとすることは苛酷に過ぎる。そこで、このような場合には、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て自分の発言の全部または一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正することができることを会議規則で定めているとあります。以上です。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと待って。訂正しないし、変えるという撤去……。じゃなくて、撤回もしないと言ってるんです。これは何かで聞いてるんです。それは局長やったらわかるんですか。撤回したって今、発言したんです。これは何かで聞いてるんです。中の言いわけを聞いたって。

○議長（青砥日出夫君） 局長。

○事務局長（唯 清視君） 議会事務局長です。これについては、先ほど町長が申されましたように、ただ念を押されたものと解釈しております。

○議員（13番 真壁 容子君） えっ。

○事務局長（唯 清視君） 念を押されたものと解釈しております。

○議員（13番 真壁 容子君） 念を押されるたびに、何回もこういうふうにも本会議の時間を使うんですか。

○議員（8番 細田 元教君） 使ったらいけんだ。

○議員（13番 真壁 容子君） 当たり前でしょう。書いてあるじゃない、どんなときに使うかって書いてあるでしょう、議員必携に。念のためにするんだったら、私らも何回もやりますよ。そ

んなことしていいんですか。

○町長（坂本 昭文君） 誤解を与えないように、丁寧にやっていることです。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、誤解を与えた時点で、何回もやらんといけませんよ。

○町長（坂本 昭文君） 丁寧にやっているつもりです。

議長さん、あれですよ、あれだったらもう一遍、仕切り直ししてもらっても結構です。私は、これで訂正してくださいとかなんとか言っているわけではございませんので。

○議長（青砥日出夫君） 次に移ります。

○議員（13番 真壁 容子君） 訂正でもなし、撤回でもないということですね。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） おはようございます。5番の植田均でございます。通告に従いまして、2項目の質問を行います。

1項目めは、7月15日の豪雨災害復旧は町政の最重要課題であると考えます。その立場から、町の復旧対策と、より根本的な災害の原因究明と対策を求めるものです。以下、具体的に伺います。

1、今回の豪雨災害に及んだ原因について、基本的な認識を伺います。

2、豪雨被害の農地、農業施設、林道、公共土木の被害をどのように把握、集計しておられるのか、それぞれの件数、被害額の説明を求めます。あわせて、復旧計画の説明を求めます。

3、農業被害の家屋の被害、その他の被害は十分に把握できているのでしょうか。集計の現状への認識を伺います。

4、激甚災害の指定はどのような範囲に適用されるのか伺います。

5、激甚災害に適用にならない被害に対して、町として町民の要望にどう応えるか伺います。

6、全ての災害について、町民の声を聞き取り、十分な調査に基づいた計画を示す責任があるのではないのでしょうか。認識を伺います。

7、関係農家は復旧費用負担に耐えられず、農業に見切りをつける事態も想像されます。農地は防災の機能など、多面的機能を持っています。農家にはこのような大切な仕事をしてもらって

いることを行政は肝に銘じるべきと考えます。ゆえに、個人負担のない復旧対策の実現を求めます。

8、ゲリラ豪雨の被害は、最近の異常気象だけでは片づけられないと現場を見て感じました。砂防堰堤が川上にあり、その下流域が土砂や流木で埋まっていました。流木は根のついたまま、幹の樹皮がきれいに剥げておりました。その原因は、断定的なことは言えませんが、森林の保安全管理が行き届いていないことは森林関係者はよく知るところです。防災の面からも、国に対して森林保全の予算を大幅に増額することを求めるべきではありませんか、所見を伺います。

次に、2項目めの国民健康保険の県単位化について、構造的な問題は解決しないとの立場から質問します。

町長はかねてから、町が保険者で国民健康保険を運営することには限界があり、その解決方法として、鳥取県の全県一本化を目指したいと答弁してこられました。国も同様の方針です。しかし、国保世帯の実態は、高い国保税や3割負担の医療費、払いたくても払えない実態は切実です。町長の目指す全県一本化でこれらの問題が解決できないばかりか、より問題を深刻にすることは明らかです。国保加入者が望んでいるのは、負担の軽減と、安心して医療を受けられるまちづくりです。町長は町民の福祉の増進に責任を負う立場であり、これまでの方針の撤回を求めます。以下、具体的に質問いたします。

1、そもそも国民健康保険制度とは、日本国憲法、国民健康保険法にどのように位置づけられた制度なのか、基本的認識を伺います。

2、南部町の実態について伺います。1つ、世帯所得の分布について。1つ、滞納世帯と所得の範囲について。1つ、短期保険証の発行数と有効期間及び運用基準。1つ、期限切れの保険証の対応。

そして、3番です。短期保険証の発行は問題があるのではないのでしょうか。正規の保険証を全ての加入者に交付をすることを求めます。

4、国保世帯の所得に対する国保税の負担率は、全国的な統計で、2010年で10%を超えています。南部町の実態を伺います。

5、国は国庫支出金を減らし続けてきました。国民健康保険法、質問通告では第1条としておりましたが、第4条の誤りです。第4条に照らして、国の責任放棄と考えます。認識を伺います。この質問に対して、第1条に対応した答弁を準備しておられたら、後からの質問でお聞きいたします。

6、全国を見渡せば、国の財政措置を求めながら一般会計から支出して、国保世帯の負担軽減



を実現している自治体も少なくありません。国保世帯の切実さを考えれば、一般会計の支出を決断すべきと考えます。所見を伺います。

7、全県一本化で問題は解決できないどころか、収納率の向上、医療費の適正化の名のもとに、医療費の抑制、それと抱き合わせで、調整交付金の配分を国にかわって県が行う仕組みが民主党政権下でつくられたと伝えられています。そして、厚生労働省は、広域化等、支援方針の策定についてという通達を出したとも伝えられています。このような通達があったのか伺います。

8、町長はこれまでの議会答弁で、繰り返し全県一本化を支持してこられました。全県一本化で保険税の値上げは明らかです。加えて、町が培ってきた保健事業の努力や町民の実情に沿った施策を潰すことにもなり、町民の声が届かなくなることは明らかだと考えます。国保世帯にとっては死活問題です。ゆえに、熟慮され、全県一本化推進の方針撤回を求め、この場からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、豪雨災害でございます。7月15日に発生 of 局地的豪雨に係る被害状況については、これは三鴨議員の御質問に昨日お答えしたとおりでありますので、これは省略をさせていただきたいと思っております。

豪雨災害に及んだ原因とのことでありますけれども、従来の豪雨災害は総雨量が多くなったことによる地盤の緩みや河川の増水によるものが主でありまして、このたびのように短時間で記録的な雨が降るといふ、いわゆるゲリラ豪雨による被害は近年では記憶にありません。このたびの被害が出た地域の降水量をしてみると、大木屋で総雨量209ミリ、最大時間雨量51ミリ、中で総雨量118ミリ、最大時間雨量68ミリと、短時間で集中的に降っておりまして、森林の保水機能を超えて一時的にその水が谷間、あるいは河川に集中し、大きな被害を起こしたものと考えられます。また、被害の集中した地域は花崗岩の風化した真砂土の地盤でありまして、表土も薄く、その影響がより大きかったと考えられます。この地域には従来から砂防堰堤の整備を進めており、このたびの豪雨においても、その被害の軽減に大きく役立ったものと考えています。

次に、農地、農業施設、林道、公共土木などの現在把握している被害の集計の箇所と金額ということでございます。7月15日の豪雨による被害の把握は、当日から開始をいたしまして、住民の皆様からの被害状況の報告を電話で受けるとともに、職員が道路、河川のパトロールを行い、状況確認に努めました。道路に崩落した土砂や流木などの撤去依頼などの通報も同時に入りますので、通行止めや応急作業、内水排除ポンプなどの手配などを行いながらの情報把握になり

ましたが、職員は懸命に被害状況の把握を行ってくれました。

16日夕刻、17日朝の2回、豪雨による災害の被害確認について防災無線で放送を行い、住民の皆様が確認された被害状況を建設課まで報告いただくようお願いし、さらに詳細に被害の把握をするように努めました。

また、比較的人目につきにくい山間地の河川、町道や林道につきましては、職員の状況確認のほか地域振興協議会や区長さんに協力をいただき、被害箇所の把握を行っています。被害箇所を十分把握していないのではないかと御指摘でございますが、御存じのように、農地災害、農業用施設災害の復旧には15%の地元負担金をいただくことにしております。

復旧工法も、国の査定が通るブロック積み、布団かごなど、しっかりした復旧工法をとりますから負担金額も多額になりますので、中には町に報告しないで、自力で業者等に依頼し、簡易な工法で復旧される住民もおられると思います。そのあたりは住民の皆様の御判断だと思いますが、被災されたお方は、ほとんどのお方が被災報告をしていただけたものと考えております。

現在、掌握しています被害箇所と被害額は、昨日の三鴨議員にお答えしたとおりでございます。

また、被害状況の補足方法につきましては、さきに申し上げましたところでございます。農業被害の主なものは、水田に土砂、または流木などが流入し稲を覆ったものがほとんどであり、これらについては、農業共済への被害調査とあわせて報告をいただき、現地も確認しております。

また、火事の被害についてはございませんでした。

家屋の被害については、床上浸水、床下浸水がありましたが、住民の皆様や区長様からの御連絡により確認し、対応しています。また、過去において被害のあった箇所については、早目の現地確認を行っているところでございます。

災害発生時においては、被害の状況をいち早くつかむことが重要でありますけれども、町のみで確認することは不可能でありますので、逐次、町民の皆様からの情報提供をお願いをしているところであります。

次に、激甚災の関係でございます。激甚災害の指定については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、指定されるものでございます。内容としては、規模が特に甚大な被害で、国民生活に著しい影響を与えたものに対して、地方公共団体及び被災者に対する復興支援のために、国が通常を超える特別の財政援助または助成を行うことを目的とした法律であります。

激甚災害には、激甚災害指定基準による指定、いわゆる本激とっております、と、局地激甚災害指定による指定、いわゆる局激の2種類がございます。本激は地域を特定せずに災害そのも

のを指定するのに対しまして、局激は市町村単位での災害指定を行うものでございます。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体全てが特例措置を受けられるわけではございません。被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体に限って特例措置が適用されることに注意が必要であります。

激甚指定については、市町村から都道府県を経由して災害発生状況を国に報告し、各省庁、内閣府、財務省の協議を得て、内閣総理大臣が中央防災会議の意見を聞いた後に、政令で指定するものです。

対象となる主な災害については、公共土木災害復旧事業などに関するもの、農林水産業に関するもの、中小企業に関するものなどがあります。このたび南部町は、農地災害、農業施設災害において、その基準を満たしていることから本激の指定となりました。これにより、従来の災害復旧事業による補助率に1から2割のかさ上げが行われることとなります。また、農地債に係る13万円以上40万円未満の災害についても、地方災害復旧事業として、起債の元利償還への交付税措置による財政助成措置が行われることとなります。このたびにおいては、6月8日から8月9日にかけて、一連の気象現象として梅雨前線及び暖湿気の流れ込み並びに台風4号及び台風7号により、東北及び中国地方を中心に全国各地に甚大な被害をもたらしたことから、当該災害を激甚災害として指定をし、あわせて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が8月15日に閣議において決定されたものであります。激甚災に適用とならない被害に対して、町として町民の要望にいかに対応していくのかということでございます。

この御質問についても、昨日お答えいたしました三鴨議員の御質問へのお答えと重複はすると思いますが、この件については周知の意味もありますので、再度お答えを申し上げます。

農地、農業施設の災害復旧について、国の復旧事業は40万円以上を対象としています。現状では復旧工事費40万円未満の案件のほうが多く、被災された皆様にとって、その復旧のための負担は大きな悩みとなっております。農地は個人の所有に委ねられてはおりますが、同時に、社会性、公共性を持った地域全体の財産として後世につなげていく必要があり、その保全は所有者個人だけの問題でなく地域社会全体の課題であると認識しております。

このような考えから、町独自の復旧補助事業を行うことを計画しております。具体的な内容としましては、これまでは40万円未満のものについては町が工事を行うこととし、その負担についてはさまざまな対応がなされてきましたが、これを改めまして、事業費40万円未満の農地及び水路、農道、取水及び排水溝、堰、ため池などの農業用施設を業者委託して復旧される方に対し、工事委託費の85%を補助し、15%の御負担で復旧していただくように計画をしております。

ます。

また、用排水施設に被害のあった方で、営農を継続して行うため、当面の機能を代替すべく仮設パイプなどやポンプを設置された方にかかった経費の2分の1を、10万円以内の範囲で支援する計画をしております。これらの支援策により、被災規模の大小にかかわらず、速やかな復旧につなげていきたいと考えております。

被害箇所の調査に当たっては、被害報告をいただくときに、被害状況及び被害のあった場所についてできるだけ詳しく聞き取り、住宅地図に場所とおおむねの被害延長や崩落高さなどの被害状況を記入し、1枚の紙で情報の全てがわかるように注意を払い、スムーズな現地調査ができるよう心がけました。現地調査は、職員と測量会社の技術者による調査班をつくり、被害箇所の簡易な測量や状況写真の撮影などを行い、短期間に妥当な工法、適正な被害額を算定することができました。

災害設計業務に精通した測量会社をお願いしましたので、適正な被害額の算出ができたと思っております。現地調査を行い、算定した被害額が40万円以上の農地、農業用施設災害を報告いただいた住民の皆様や施設管理者に対し負担いただく金額を提示し、災害申請してよいか相談しながら内諾をいただけてきました。40万円以下の被害で補助申請できない箇所についても、算定した被害額をお知らせし、町独自の補助制度の紹介をしてきました。災害復旧事業が通常の業務でないので、専属職員がいませんから十分な体制をとることは不可能ですが、通常業務と折り合いをつけながら民間業者のお力をおかりして短期間に調査を行い、補助事業の適否やその結果に基づいて、住民へのフォローまでを少人数で行う必要があります。その意味においては、調査に基づいた計画を示す責任は果たせたと考えます。

次に、個人負担のない復旧対策を行うべきであるということをございます。耕作放棄を食い止めるために個人負担のない復旧対策を行うべきであるとの御意見でございますけれども、一方で、農地は個人の所有物で、作物を栽培して利益を得るための基盤でありまして、全く個人負担なしに災害復旧を行うことは考えられません。そこで、悩んだあげく、思い切って補助率のかさ上げをして支援をするようにいたしました。農地が荒廃することには危機感を感じていますので、耕作に見切りをつけられることがないよう、平成23年12号台風の災害のときに、農地債50%、農業施設債は35%であった負担率というものを15%に軽減する制度をつくりました。また、先ほどお答えいたしましたように、今回の災害から、40万円以下で国の補助対象とならない被害や応急工事にかかった費用に対して町独自の補助制度、補助率は85%、負担率15%、これを設けることとしましたので、活用いただきたいと考えております。

次に、森林環境保全予算の所見でございます。今回の災害においては、砂防堰堤を乗り越える規模の水量があったために、これによって流された土砂及び流木が農地等に流入し、甚大な被害を与えました。現場の状況から、山の土の保水力を上回る雨量のため、土が流されたために流木が流されたのではないかと考えられ、今回の豪雨がいかに大きなものであったかを示しております。

一方、近年、森林の手入れが行き届かなくなっている現状もあることから、山本来の持つさまざまな機能が低下しつつあると考えられますので、予算を大幅に増額すべきという御指摘は当然のことと思います。しかし、森林整備が行き届いても災害は発生するわけでありまして、土石流災害を防止するためには砂防堰堤が大きな効果を発揮いたします。今回の災害でも、砂防堰堤の上流は大変な被害状況でしたが、その下流は被害が少なかったことがわかっております。砂防堰堤に砂が満杯となり、あふれた砂や流木が越流して下流域に被害をもたらしましたが、この砂防堰堤がなかったらと考えると、さらにひどい被害状況になったと考えられます。したがって、森林整備を進めつつ、砂防堰堤の整備もあわせて進めるように取り組んでまいります。

次に、国民健康保険の県単位の問題でございます。

最初に、憲法との関係でございます。日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しております。国民健康保険制度は、この憲法により定義された社会保障制度の中の医療保険であり、被保険者の抛出により、社会的な相互扶助の精神で、医療事故による困窮に陥ることを未然に防止しようとするものであります。

民間の保険など異なるところは、第1に、国民皆保険制度により、強制的に加入する強制保険であること、第2に、保険税は能力に応じて支払える、給付は支払った保険税とは必ずしも対応しない、所得、再配分の機能も含まれること、第3に、事業運営に要する費用の一部について、必要に応じ、国や地方公共団体が財政的負担を行っていることがあります。国民健康保険は、職場での健康保険の加入者やその被扶養者以外の人を対象とした医療保険制度の基礎的な役割を果たす制度であると認識をいたしております。

2番の南部町の実態というもの、それから4番の国保世帯の保険税の負担比率については、担当課長から答弁をいたします。

3番の短期保険証についてでございます。正規の保険証を全ての加入者に交付すべきではないかという質問でございます。国民健康保険は、国民健康保険の被保険者で運営する健康保険であ

りますが、特別会計となっており、保険給付に必要な経費、保険事業の設置運営に必要な経費などの支出額を、国から交付される国庫支出金、被保険者が負担する保険税を主な収入源とし、運営しております。実際に医療費を見積もり、納めていただく保険税額を見込むこととなりますが、加入者の相互扶助による制度であり、適正な、そして公平な税負担により健全な事業運営を行うことが前提で、滞納により税収入が不足することは事業運営が不安定になります。

このようなことから、南部町では、きちんと保険税を納めておられる方との公平性も考慮し、保険税の滞納がある世帯には短期保険証を発行しております。医療費用の全額を窓口でお支払いいただく資格証明書の交付で、きちっと税金を納めていただいている完納者と区別して公平性を貫くべきかもしれませんが、医療の重要性に鑑みてこのような措置をとっているところでもあります。保険証の期限を区切ってはおりますが、国保の被保険者であることには変わりはありませんので、税金の納付について御相談させていただき、保険証をお使いいただいております。

国の責任放棄ということについてでございます。国民健康保険法第4条に、国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないとありますので、第4条のことを言っておられるのではないかと思いますので、そのことについてお答えしたいと思います。

国民健康保険事業は、加入者の年齢構成が高い、所得の低い加入者が多いなどの構造的な問題を抱えています。また、医療費の増額などにより財政的に不安定となりやすく、市町村によっては一般会計への繰り入れ、繰り上げ充用などにより運営をしている状況もあります。今後も、増高する医療費に対し、健全な事業運営を進めていくためには、国保の財政基盤の強化が重要であると認識をいたしております。国保の国庫負担の拡充、構造的な問題への支援策など、財政基盤の拡充強化につきましては、全国町村会などを通じて今後も要望していきたいと思っております。

次に、国の財政措置を求めながら、一般会計からの支出により、国保世帯の負担軽減を実現するということについてでございますけれども、これまでもお答えしてまいりましたが、国民健康保険事業は独立事業的な性格ではありませんけれども、他の医療保険とは異なり、事業主負担がないこと、加入者の年齢構成が高い、所得の低い加入者が多いなどの構造的な問題があって、国、地方が一体となり、事業の安定化を図ってきているところであります。一般会計からの繰り入れにつきましては法に基づき行っておりまして、その額は6,300万円となっております。医療費にかかる部分の財源を保険税で賄っておりますので、その不足分を一般会計の繰り入れで賄うことは、他の健康保険に加入されている方々も納められた税金で補うこととなりまして、それらの方々は二重に健康保険の負担をされることにもなります。国民皆保険の制度からいいますと不公平感が感じられ、好ましくないと考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、厚生労働省の、広域化など支援方針の策定についての通達についての質問でございます。国民健康保険法の一部改正により、厚生労働省の通達、広域化など、支援方針の策定についてが出されまして、現在では全国46の都道府県におきまして、市町村国民健康保険広域化支援方針が策定されております。鳥取県では平成24年12月に現在の広域化支援方針を策定しており、市町村国保の現況、将来の見通しを踏まえ、県の果たすべき役割を定めております。

国民健康保険は、職場などの健康保険に加入している方を除く全ての方を被保険者としており、退職者や所得が低い方などが多いことや、保険者を市町村とすることで、少子高齢化の進む現状では小規模の市町村が多くなってきています。小規模な保険者は、今後の医療費の増嵩、保険税収入額の減少、年齢構成など、財政的にさらに不安定になりやすい状況にあり、財政規模が小さいことによる財政不安の解消を図るためには保険規模の拡大を図ること、事務を効率化させることが効果的であることから、広域化など、支援方針は策定されております。

県は支援方針の中に、県内の標準設定として、収納率の目標、療養給付費などに要する費用の適正化目標を上げております。収納率の目標でございますが、南部町の被保険者数の規模では収納率95%となっており、目標の達成状況または達成に資する取り組みに対し、県の特別調整交付金で支援するとしております。収納率が92%に達しない市町村は、収納対策緊急プランを策定するようになります。

次に、医療費の適正化目標でございますが、医療費の額が被保険者数及び年齢構成などを考慮しても、多額になると認められるものを指定市町村とし、事業の安定化に向けて必要な施策を実施するとしております。

次に、広域化方針の撤回を求めるという質問でございますが、国の社会保障制度改革国民会議では、国保の保険者の都道府県移行の方針を打ち出しております。今まで述べてきましたように、国保財政の安定的運営のためには一定規模の確保が必要であり、広域化により持続可能な制度を構築していくことが必要であると考えます。保険者としての機能の県と市町村との役割分担、保険料の水準、それに対する財政負担の問題など、今後検討すべき課題は多数ございますけれども、広域化方針の撤回は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。私のほうからは、南部町の実態ということで、世帯所得の分布、特に軽減世帯の関係から期限切れ保険証の対応、そして国保世帯の所得に対する保険料の負担比率につきまして答弁させていただきます。

まず、国保世帯の軽減状況につきましては、平成25年度当初賦課時点で、加入世帯数が1,658世帯で、そのうち軽減世帯が862世帯、52%があります。このうち、7割軽減479世帯、軽減世帯のうち55.6%です。5割軽減123世帯、14.3%になります。2割軽減世帯が260、30.1%となっております。

次に、滞納世帯数と所得の範囲につきましては、滞納世帯は8月30日時点で179世帯あり、現在も国保に加入しておられる世帯が100世帯、6%ございます。そのほかの79世帯は、社会保険に加入されたり後期高齢者医療制度に移行されたりと、さまざまでございます。

それから、滞納世帯の所得の範囲でございますが、加入者全員の所得を世帯ごとに集計し、ランク分けすることが困難であるために、世帯主だけの所得で滞納世帯の所得の実態を御理解ください。一番世帯数の多いのが所得額0円で51世帯、次に100万円以上200万円未満で49世帯、30万円未満が15世帯、300万円以上も11世帯となっております。

次に、短期保険証についてでございますが、滞納世帯に国民健康保険法により保険証の返還を求め、資格証明書を発行している市町村もあるようでございますが、南部町は資格証明書でなく、短期保険証を発行しております。滞納世帯は8月の更新時点で100世帯あり、有効期間と運用基準につきましては、交付要綱及び取り扱い要綱と取り扱い規定を作成し、それに沿って保険証を発行しております。短期保険証の期限が切れた場合の対応についてでございますが、文書や電話等で連絡をとるようにしております。

続きまして、国保世帯の保険税の所得に占める負担率でございますが、これは25年度の当初賦課でございます、単純に総所得金額を加入世帯数で割って出しますと、これは介護分を除きまして、世帯当たりの負担率、これが16.8%となっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと、再質問をしてみたいです。

まず、質問の第1項目の豪雨被害に及んだ原因については、基本的に真砂土の実質地盤が降水量で保水力を超えたということが最大の原因ということ、そういう認識だったと思います。一定、その中に林の管理の問題も含まれているというのは共通認識になったと思いますけれども、私が見つ、現場を見て、砂防堰堤、★牛とか赤谷の上まではようわかりませんでしたけれども、★牛の砂防堰堤を見まして、あそこは……。もう一つ、赤谷の水源を通ってる谷じゃない、もう一つ谷が違うところに砂防堰堤が2つぐらいあります。そのあたりで住民の方にお話を聞かせてもらいました。

そうしましたら、まず、赤谷の砂防堰堤の現状は、このたびの土砂の流出であふれたというこ



とだったのか、それ以前の状況がわからないのできちんとしたことは言えないんですけども、かなり埋まってきてたんじゃないかなと。といいますのは、赤谷の砂防堰堤の近くに住んでおられる方にお話を聞きましたら、そちらのほうでは6年前に、しゅんせつといいますか、土砂をさらえてもらったと。6年前にさらえてもらったのを、3年間要望し続けてやっとやってもらったという話を聞きました。多分同じ地盤でしょうから、真砂土、真砂山でしょうから、そちらのしゅんせつをした谷のほうからは、あふれ出てる状況ではないというふうに私は素人目に見たんですけどもね。その辺は、状況を見られた、現地の被害状況を専門家的な立場でどのように見られたのかなということをお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。それこそ災害になるまでの様子というのを逐一観察しておりませんので、これは想像の域になってしまいます。議員が言われましたように、一部のダムにつきましては6年ほど前にしゅんせつをしたという、要望が通ったということなんですけども、結局のところは、町内、かなりの砂防ダムがございますので、そういう要望はたくさんいただいております。もちろん県のほうにも要望を毎年しておるわけなんですけども、県の予算の都合もございまして、なかなかしゅんせつのほうは進んでないという状況でございます。

従来のものが、じゃあほとんど満タンだったのかということにはならないというふうに思っております。それこそ、そういう状態だったら見に来いみたいなことになりますので、我慢はできるけども、もうそろそろ大分たまりかけたけどなというような御意見を聞いて、要望したという形だというふうに思っております。

それと、御質問とは直接関係しないのかなと思いますけども、今回そういうような状態で、★牛の奥のダムとか、赤谷のダムのほうがほとんど土砂で満杯になっております。これは災害の工事とは別に、県のほうが単費をかけて、災害は大体1月より先ぐらいになるようなんですけども、工事にかかるのがですね、この秋のうちにしゅんせつはするというふうに県のほうが言っておりますので、お伝えしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 森林の保全ということは時間かかりますので、いつまたゲリラ豪雨がやってくるっていう、来ないとも限らないわけで、適切に対応していただくようお願いいたします。

それから、このたびの被害の全体で8億7,000万でしたね、農地が149カ所、施設が66カ所ですね。あとの公共土木関係は公的資金でやれると思うんで、やっぱり問題はこの農地と

農業施設209カ所に対してどういう手だてをするかということで、きのう三鴨議員の質問で、農地の激甚災害の対象になるという箇所が39カ所のうち、補助申請をしたのが22カ所。施設については9カ所が対象で、申請が7カ所。これが、補助申請ができないというのは負担の大きさがあるんだと思うんですけども、その辺の実態で困っておられると思うんですけども、それをどのように対策されようとしてるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。激甚じゃなくて補助の対象だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。先ほど植田議員、農地の被災件数は149と申されましたが、143でございますので、その旨、訂正のほうをお願いいたしたいと思えます。

それで、補助災害の復旧の対象が40万以上、それ以下のものをどのように対応していくのかということでございますが、三鴨議員の御質問でもお答えいたしました、このたび新たに町独自の災害復旧の補助制度というものを設けました。とはいえ、先ほど補助災害の復旧39件のうち22件の申請、農業施設で9件の対象被災地のもので7件の申請ということでございました。やっぱりこの数の差異というのは、行政のほうで設置をいたします安全を担保する、そういう設計の額が高いがゆえに申請をしないと、そういうような理由も多分にあるかと思えます。したがって、このたびの町独自の85%補助をするという事業でございますが、これは業者の方に復旧工事を委託した事業ということでございます。したがって、行政のほうで設計をいたした復旧の工事金額より安価な金額で復旧が可能になってこようというふうに思っております。

もともとの工事費用が高かったものがさらに安い、そういった復旧の工法で直っていくと。さらにそこに85%の補助をさせていただくということで、被災をされた方につきましても、復旧をするという、そういったお考えを再度持っていただけるものというふうに思っております。大事な農地、農業施設でありますので、町といたしましても全力で応援をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。民間といいますか、自分でやられれば安くなるというのが、単純にそのまま通ってしまうとちょっと誤解を招きますので、説明をさせていただきたいと思えますけども、町のほうで40万円以上の災害を行う場合には、先ほど産業課長

も申しましたけども、測量設計費、測量設計を行います、それから工事を行うわけです。この2つに対して負担金15%をいただくということですので、当然その工法も、先ほど町長が申しましたように、しっかりした工法になります。

40万円以下の工事につきましては、その測量設計費というのがまずないということですね。業者に頼まれます、見積もりをお願いされますので、その経費がかからないということでございますし、それから、そういったブロックとか、そういう国庫補助の基準になるようなものがなくても、もう少し簡単に、編さく工といいますけども、くいを打ってフェンスのようなものをして泥をとめるとか、それから土のうを積むとか、そういう案外簡単な工法で、極端に言ったら、営農は継続できるということですので、そういう工法を選んでいただいて、40万円以下で復旧していただいたらということでの趣旨で事業をつくっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 県から出された資料がありまして、このたびの災害について、これは県の農地・水保全課、生産振興課、県産材・林産振興課というところから出された資料です。このたびの災害については、県内全域が激甚災害に指定されたことにより、国庫補助のかさ上げ並びに交付税措置のある起債（農地等小災害復旧事業債）が受けられ、農家の負担が大きく軽減されることとなった。県としては、国の起債措置が適用されない小規模な農地復旧を早急に進めるため、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金（単県事業）の予算を増額し、支援を行う考えとなって、以下ありますけれども、こういう県の方針がありますが、私は、農地等小規模復旧事業債、これを県は活用せいということをおられるようにこれではなってるんですけども、そういう検討はされましたでしょうか。

それと、しっかり守る農林基盤交付金、今までもありますが、これはたしか、制度はちょっときちんと説明してもらわないといけないんですけど、私の認識では13万円を上限として2分の1まで県が補助するという制度ではなかったかと思いますが、これらをもっと研究して活用できないかということを私は思うんですけども、担当課としてはどのように、多分県が指導しておられるんで、ある程度は研究されているのではないかと思うんですけども。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。先ほど小災害の災害債の関係がありましたが、これにつきましては、普通の通常の補助は40万円以上ということになりますが、それ以下については補助がないということになります。それで、13万円から40万円未満につきましては、激甚

債に指定された場合に、町に対する財政措置として起債を発行して、その発行に対しては交付税措置があるということになります。ですから、これは住民の方に対して直接にあるものではありません、町が負担した分につきまして交付税措置があると。この交付税措置が、農地の場合には町が負担した一般財源の額の74%が対象となりまして、施設については65%が対象になるということになります。その範囲で町のほうに財政の援助がある、この起債償還に対して、後日といますか、後年ですね、交付税により財政措置があるということになります。（「しっかり守るは……」と呼ぶ者あり）

しっかり守るは、向こうのほうでいたしますので。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。言われましたように、13万円以下のものについてしっかり守るのほうで補助があるということです。これも、言ってみれば財源として活用するように考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 起債については、この先ほどの農地等小規模災害復旧事業債、これについては後年度の起債充当、財源充当が75%ですか、あるということがわかりました。

それから、もう一つ確かめたいのは、今、町が出されておりますこの2つの提案ですね、85%と2分の1。これに対して、県のしっかり守る基盤交付金を財源として中に入れることができるのかということをお聞きしたいです。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。総務課長、建設課長が答弁いたしましたとおり、40万円未満のものを対象にしたこの災害復旧事業補助金でございます。40万未満13万以上については起債を、13万以下についてはしっかり守る農林基盤交付金のほうを財源措置として充当したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、今回の8億7,000万の被害総額で、国からの財源保障が幾らあるのか、県から幾ら見込めるのかというようなことをやっぱり全体計画として示す必要があると思うんですよ。それで、その中で、先ほどのしっかり守る交付金だとか、小規模の借り入れだとか起債だとか、これに対しては後年度の負担、繰り入れがあるわけですから、もう少し思い切って財政を出動できるのではないかと私は考えています。

それと、もう一つ言いたいのは、町は耕作放棄地対策を一方でやっているわけですね。この前、

庁舎前でパトロールが出発式がありまして、私も半日、同行させていただきました。平地の耕作放棄地、本当にもったいない状態ですよ、構造改善したところ。だけれども、そういうところを24年度の決算の中で耕作放棄地を対応しているところがありまして、二柵地域でした、どこでしたかね……（「二柵だ」と呼ぶ者あり）いや、二柵はわかるんですけども、10アール当たりの単価なんです、38万ぐらいだったんです。10アール当たり38万ぐらい、荒れ地をもとに戻すだけにかけているわけですね。そういうことを考えると、それとけんかさせるわけにはいきませんが、同じことだと、ほっとけば耕作放棄地になるんだ。今それをやらない、耕作放棄地にしないっていうのは、町政のやっぱりリーダーシップといますか、そこにお金を使っていくっていうのは住民の皆さんの理解を得られると思いますよ。ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、どこまで行きましたかね。（発言する者あり）それから、私が災害の現場を見て、ちょっとだけお伝えしておきたいことがありまして、法勝寺川の一番上の大木屋の下で、町が工事を単独でしようとしているあそこですね、あの河川がカジカのすんでる川だそうできて、どうしてもブロックの護岸じゃなくて自然石の護岸をつくってほしいということを強く要望されておりましたので、お伝えしておきます。

それから、やはりキャッチボールが大事だと思うんです。1回、ある程度の案を持って出ないと話が進まないのはわかるんですけども、キャッチボールをする中でよりよいものにしていくっていう姿勢が私は今、求められていると思いますので、よろしくお願いします。

そうしますと、次に、国民健康保険制度の問題に移ります。

国民健康保険制度は、町長がおっしゃいましたように、憲法25条の全て国民はというところで、私は2項目の、国は、全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努められなければならない、これは国の責任だとしているわけですね。これが一つの大前提だと思います。

そして、私はもう一つ強調したいのは日本国憲法の前文です。前文の7行目から、そもそも国政は、国政はと書いてますけども、これは国政と並びに地方政府も同じ意味として考えなければならないのではないかと思いますけども、そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類不偏の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。我々は、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する、このようになっておりまして、この日本国憲法に基づかない、いかなる法律もいけませんよと言ってるわけですね。

そういう立場から、今回の国民健康保険の全県一本化の方針を見てまいりますと、町長が引かれました社会保障制度改革推進法と、それから8月6日にまとめられました社会保障制度改革国民会議の報告書に概要、どういう姿を目指すのかという方向づけがこの中にまとめられておりますが、まず、私が問題として指摘したいのは、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化、負担の増大の抑制、社会保障の経済や財政は密接不可分な関係にあり、十分に相互の状況を踏まえながら一体的に検討することが必要である。

ちょっとこれを見ると、いかにももっともらしいですね。だけれども、これを読み進めてみますと、既存の社会保障の安定財源を確保するとともに、社会保障の機能強化を図るためには税や社会保険料の負担増は避けられないが、こうした負担について国民の納得を得るとともに、持続可能な社会保障を構築していくために同様の政策目的を最小の費用で実施するという観点から、徹底した給付の重点化、効率化が求められる。そして、それちょっと中略ですけども、自助努力を支えることにより公的制度への依存を減らすと、こうなってくるわけですね。財源論が中心で、憲法はどこに行ったんだろうと思いますね。

私は、質問をちょっとしないといけないです。じゃあ、この社会保障改革国民会議のこのような報告書について、町長は先ほども方針を推進する立場だと言われたんで、ちょっと答弁求めても意味がないと思いますので、進みますので、私は今……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） はい。日本の経済、社会保障をする財源が本当はないのかということなんですね。2007年の国税庁の申告所得の実態という統計がありまして、申告所得が100万円の方は1%程度ですね。なだらかなカーブを上がっていきまして、申告所得1億円の方は……。これは、申しわけありません、税率でした、100万円の方は限りなくゼロに近い税率です。申告所得が1億円になりますと26.5%、ここをピークにしまして、30億円を超えるところで14.2%という税率になっております。これは国税庁の調べた統計です。これは、能力に応じて負担をするという観点から見て、ゆがんだ税制だと言わなければならないと私は思います。

それから、このごろGDPとか消費税とか、いろいろ問題になっておりますが、1998年……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、時間なくなりました。

○議員（5番 植田 均君） まだです。民間給与が223兆円あったものが、2010年には194兆円まで減っております。その一方で、1998年には……。

○議長（青砥日出夫君） 締めてください。

○議員（5番 植田 均君） 企業の内部留保が143兆円であったのが、2010年では260兆円となっております。このことは、民間給与を引き下げた分が企業の内部留保に回っているということを如実に示しているわけであります。このゆがみを直すことによって、私たちは社会保障と財政再建を同時になし得るという提言を出しております。

最後に、私……（「もう終わった」と呼ぶ者あり）終わりました。町長、撤回の方針はないだろうと思いますけども、私のこの意見に対して。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。演説を聞かせていただきましたが、総括的に私のほうからちょっと見解を申し述べて、お答えにしたいと思います。

まず、災害なんですけれども、これは共産党の議員団も県会のほうに申し入れされて、後押しをしていただいておりますということでございまして、そういうことも伺っております、県のほうもそれに応えて、予備費で対応するというを言っております。知事からも直接聞きました、予備費で対応したいと思いますので、やってくださいということを聞いております。

従来の負担については、申しわけないけれども実に曖昧だったわけです。というのは、激甚災の大体結果が出てくるのが年末でした、1年間のこれをもうまとめて出すと。で、どうだということが出ますので、はっきりしたことを農家の方に申し上げられにくい、何割ですよというようなことがなかなか言えない状況でした。

今回は、安倍総理の地元の山口のほうでも大きな被害がありましたので、一気に進んで、激甚災指定ということになったわけです。8月15日になりましたから、これ随分早いと思っております。こういうことになれば、過去の例からいって補助率のかさ上げがあるので、農家の皆さんに10%ということの一つ言っておりますけれども、きっとそれより少ない負担でできるようになるのではないかと考えておりますので、改めて、とにかくしっかり支援をするので、国も県も町も災害復旧には取り組んでいただきたいということでございます。

それから、いわゆる災害復旧の対象にならない40万円以下のものですが、従来は町がやりました。それから負担も、50でやったり25でやったり、いろんな例があったと思います。激甚になれば後で負担率が下がるというようなこともあって、なかなかはっきりせんかったわけですが、今回は、先ほど植田議員も御指摘になりましたように、荒廃地をつくってはいけんというようなことや、農業の高齢化も進んで、なかなか生産意欲もわかないというような発言もたくさんありまして、本当に思い切って15%ということで統一をさせていただいたわ

けであります。できるだけこの補助制度、85%は補助いたしますし、それから自分の考えで工事をやっていただくわけでもありますから、どうしても町の採用するブロック積みだとか布団かごだとか高価な工法じゃなくても、やれば安い工法で業者委託してやっていただいたらと、このように思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、国保の件ですけれども、国保は先ほど申し上げたとおりなんです。小さな保険者では財政がどさくさして、結果として加入者の皆さんに御迷惑をかけるということになります。国保新聞によりますと、実績が出ております。平成24年度の実績のようですけれども、1,000万円を超える医療費は1,000件を突破して、最高は1カ月お1人1億5,423万円と、こういう医療費がかかったという報告が出ております。1億5,000万円、1年間ではなくて1カ月お1人が使っておられると。医療が高度化してきておまして、これを支える保険財政というものを真剣に考えまないと、あっという間に国保財政が破綻していくというように思うわけです。

国のほうでは2,200億円、今回の社会保障国民会議の中で国保に財政基盤を強化するということが計画になっております。大きな額ですので、少しは保険財政の安定に寄与するというように思うわけですけれども、入れないよりいいわけですよ、首振っておられますけれども。そういうことになっておりますから……（「消費税」と呼ぶ者あり）したがって……。ええ、消費税ですね、消費税の改革とあわせて社会保障制度を改革するということです。そういうことになっておりますから、そういう国保会計そのものに公費を投入することと同時に、従来のことを繰り返しておってはやっぱりもとのもくあみになると思いますので、保険者の機能を私は拡大して、財政基盤をしっかりとるように保険者のほうも努力せんといけんというように思っております。

そういうことなんです、まとめて言いますと、結局、経済成長の率を超える医療費の伸びというようなものを、憲法を持ち出されても、きっと憲法も破綻すると思います、財政的に破綻していくと。憲法は大事なんですよ、憲法は大事ですけれども、医療費の伸びが、社会保障費の伸びが成長率を超えておりますから、どっかにそれは負担が行くわけですよ。ですから、そういう財政運営を、国家運営をやっていただいたら、憲法そのものも危うくなるというように私は思います。ですから、持続的につないでいく社会保障制度を構築していく、憲法を守っていく、憲法でうたわれた理念を守っていくためには、やっぱりそのような保険者としての努力もせんといけん、国ももっと努力をせんといけんというようなことだろうと思っております。

そういうことを申し上げて、総括的な答弁といたします。



○議長（青砥日出夫君） 以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩に入ります。再開は50分から。

午前10時32分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（青砥日出夫君） 続いて、4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしております少子化、子育て支援について質問をいたします。

本議会で、初日に白川議員から諸般の報告がありました。滋賀県にあります全国市町村国際文化研究所で開催されました、社会保障、社会福祉について、議会議員の研修会に参加してきました。5日間の研修で、介護保険と高齢者や社会保障、医療制度と医療保険、少子化社会対策と児童福祉、障がい者福祉、生活保護など、社会福祉の基本を研修してまいりました。その中で、特に印象に残り、南部町の将来を占うと言える少子化、子育て支援について一般質問をさせていただきます。

6月の定例議会で細田議員から少子高齢化対策について一般質問があり、細田議員のように歯切れよく質問もできませんと思います……（発言する者あり）ので、お許しをいただきまして、研修会で、日本の人口の動向と出生率についてということで、話はちょっと古い話になりますが、この辺から質問させていただければと思っております。

厚生省、89年の人口動態統計で、合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子供の数が過去最低の1.57となったことが発表されました。これがいわゆる1.57ショックです。人口統計調査が開始され、合計特殊出生率の算出が始まってから最低の記録はひのえうまに当たる1966年で、出生率は1.58まで下がりましたが、それをさらに下回り、出生率が史上最低になったのがこの年であります。意図的に出生率が下がった66年、いわば例外とみなされていたのに、89年の段階ではそれを下回る合計特殊出生率となった。

その後、当時の厚生省は、少子化対策基本法、次世代育成支援対策基本法などを制定し、企業活動のための家庭生活から家庭生活のための企業活動への転換、子育てに男女両方がかかわることができる社会の実現などを求めるものでした。出生率の低下の原因は、教育や住宅事情などによる経済的、精神的負担、出産、育児と仕事の両立の困難さなどが上げられますが、一番の理由

は女性の晩婚化と非婚化とされました。しかし、現在ではこれに加え、父親が育児に十分参加ができない環境なども上げられるようになっていきます。

我が南部町においても、少子化対策、子育て支援対策には、これまでさまざまな対応が施されていますが、全国同様に結果があらわれていないのも現状であると思ひ、そこで、今後の少子化、子育て支援対策について伺います。

1つ、少子化対策について。未婚化、晩婚化対策として、結婚活動支援対策のより効果的な展開を図り、少子化の流れを変える支援対策について。

2番目としまして、子育て支援について。1つ、子育ての経済的支援対策の現状と今後の支援策について。2つ、保育サービスの充実について。3つ、教育委員会で本年度の事業計画にもありました特別支援教育総合推進事業の推進で、特色ある教育環境で子育て支援にもつながると思ひます。私も勉強不足で、この事業について全く知らないままに質問をし、けさほど教育長に出会いまして、ちょっと聞いたぐらいで、お恥ずかしい次第なんですけれど、現状について、今後の方向性なども伺えればというふうに思っております。

4つ目としまして、核家族が定着する現代における大家族ですか、3世代同居に対する支援で、少子化対策に発展ができないかと思っております。

以上、大きく2つ、子育て支援につきましては小さく4つについてお伺いし、以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁、よろしくお願ひをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしましてまいります。少子化対策についてでございます。

未婚化、晩婚化対策として、結婚活動支援対策のより効果的な展開を図り、少子化の流れを変えるべきではないかというお尋ねでございます。鳥取県のホームページを見てみますと、未婚化、晩婚化の推移が紹介されております。平成12年と平成22年を比較して見ますと、初婚の年齢ですが、男性が28歳から30歳へ、女性が26.4歳から28.4歳に進行し、また35歳から39歳までの未婚率を見てみますと、男性が26%から34%へ、女性が11.1%から20.6%に上がっております。このような実態も踏まえ、南部町が今後生き抜く新たな方策を模索し、活力ある地域社会の実現につなげることを目的として、ことしの7月に、副町長をトップに少子化対策プロジェクト会議を立ち上げました。メンバーは各課の若手職員を中心に構成し、少子化に関する現状分析や提案を行うなど、活発な議論がなされております。

議員御提案の結婚活動に対する支援につきましては、従来役場としては特段の事業は行ってま

いりませんでした。あいま富有の里地域振興協議会や南さいはく地域振興協議会では、婚活事業として出会いの場を設けられたり、鳥取婚活サポーターとして県に登録されるなどして積極的な活動を展開され、複数組のカップルが成立しているとも伺っております。また、鳥取県では、鳥取婚活応援プロジェクト事業や子育て応援市町村交付金といった婚活に関する事業化もなされております。

いずれにいたしましても、南部町としても少子化問題は喫緊の課題として認識しておりますので、平成26年度の当初予算の編成に向けて、広く少子化対策についてのメニュー化について提案をしていきたいと思っております。

経済的支援対策の現状、今後の支援対策、保育サービスというようなことについてでございます。まず、子育ての経済的支援対策の現状と今後の支援策についてでございます。経済的な支援としましては、国が行っております支援として児童手当がございます。また、県と町とで行っている特別医療などの医療費助成、児童扶養手当などが上げられます。町独自の経済的支援策としましては、平成20年度2月から保育料の軽減を行ってきております。保育所入所児童は毎年350人前後ですが、全入所児童に対し、おおむね2,000万円程度、保育料を減額しておりますので、1人当たりで換算しますと、1年間で5万7,000円程度の減額になっております。

次に、保育サービスの充実についてということでございます。子供を安心して預けて仕事ができる環境整備を図るために、近年、入所希望が増加している0歳児の受け入れに対し、平成23年度にはさくら保育園に定員8名のゼロ歳児室を新築いたしました。さらに以前は、町内4園で保育時間を朝7時30分から夕方6時30分としておりましたけれども、平成24年度にさくら保育園、つくし保育園の2園を伯耆の国に指定管理をしたことから、この2園におきましては朝7時30分から7時へ、夕方6時30分は30分延長して7時へ、それぞれ30分ずつではありますが、希望者には保育時間の延長ができるようになりました。また、保育園では、保護者の子育てに関する不安や悩みを受けとめ、安心して子育てができるよう保護者への支援を行うとともに、保育目標、保育計画を設定し、子供たちが年齢に応じた遊びの中にある学びやよりよい生活習慣を身につけることができるように、保護者とともに取り組みを行っております。

町における子育て支援としましては、未就園児とその保護者を対象に、保護者同士の情報交換、相談などができる場として、子育て総合支援センターのびのびの設置、保育園では子育て支援行事、あいの実施、平成25年度からはあいの行事に加えて園開放行事も行っておりまして、保育園児と一緒に活動するなど、施設を自由に使ってもらっております。さらに保育園と小学校へのスムーズなつながりができますように、教育委員会、小学校、保育園で連携事業を実施して

おります。平成24年度にはひまわり保育園と会見小学校、平成25年度はつくし保育園と西伯小学校が、保・小連携プランに従い、小学校教諭が保育園で小学校へつながる子供の発達や保育の取り組みを知る体験をしています。そのほか、児童が病気になったときに、一時的にお預かりする病児・病後児保育の実施、子育てサークルの自主的な活動への支援なども行ってあります。今後も、子供と家庭への支援を積極的に行っていきたいと考えております。

家庭教育支援員の現状などにつきましては、これは教育長のほうから答弁をしていただきます。

次に、核家族についてでございます。核家族化が定着する現代において、少子化対策として大家族に対する支援策を講ずるべきではないかというお尋ねでございます。議員がおっしゃるとおり、核家族化については近年、定着化が見られるようで、鳥取県全体ではありますが、全世帯数に対する各家族世帯数の割合は、平成2年で51.5%、20年後の平成22年では52.1%と、ほぼ横ばいではありますけれども、半数を超える世帯が核家族となっております。

御提案にあります大家族といえますのは、3世代同居や複数の世帯から成る家族のことだと思いますが、核家族と言われるスタイルにも長所と短所があるのではないかと思います。例えば、核家族には家族の孤立化、もろさ、いや、人間関係の希薄さといった人間関係における問題のほか、子育ての知恵が伝授されにくくなったり、子供が過保護になりやすいといったことが一般的には核家族の短所として言われているような気がいたします。したがって、まずはそれらをきちんと整理することが必要で、それをもとに先ほど御説明させていただいた少子化対策プロジェクト会議などで、議員の御提案を踏まえて、新しい施策の必要性や内容についてしっかり議論して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 家庭教育支援に係る御質問にお答えをしております。

まず最初にお断りをしたいと思いますが、予算編成段階では文部科学省が示します家庭教育支援員という名称で説明をいたしておりますが、家庭教育の推進において、より積極的に教育行政の役割を果たしていかなければならないという思いから、本町では名称を家庭教育推進員とし、社会教育主事の資格を持ち、小学校の校長を務められた方に辞令を交付をいたしております。

さて、この家庭教育推進員の現状と今後の方向性についてのお尋ねでございます。議員御指摘のとおり、子育て支援策としての家庭教育への支援や子育て不安の解消は、本町に限らず全国的にも大きなテーマとなっております。このたび、本町の保育園、保護者の皆さんに、子育てについてのアンケート調査を行いました。回収率は高くはありませんでしたが、その中で、子供の発達段階に応じたしつけの仕方がよくわからない、子供を叱ったり褒めたりはどうすればいいのか、

また、子供の食事や健康への不安など、具体的、現実的な子育ての悩みや不安がさまざま寄せられました。これは、子育てについて相談できる人や助けてくれる人がそばにいないことや、親の育児能力につながる学びや体験不足が子育て不安につながっているものと考えられ、全国的な傾向と同様な結果となっております。

子育て不安の解消や子育て支援策につきましては、従来から町民生活課や健康福祉課で取り組んでおりますが、教育委員会としましても、保・小連携の観点から、両課と連携しながら積極的にかかわってまいりたいと考えております。本年度は、町民の皆さんと本町の子供たちの課題を共有するためのリーフレットの作成、保育園や学校単位として、家庭教育の重要性や親としての役割、親子の関係づくりの大切さや子供との接し方などをテーマとする講演会や研修会、ファミリーーターを活用しての子育てワークショップなど開催をしてみたいです。また、家庭教育に係る相談機能についても一層充実していく必要があると考えております。

次に、今後の方向性についてでございますが、アンケート結果にもありましたように、ゼロ歳から中高生に至るまで、発達段階に応じて保護者の皆さんや家庭での教育を支える一貫した親学のプログラムを作成し、提供することが急がれると考えています。また、そうしたプログラムの提供にとどまらず、子供の発達段階に応じて必ず参加していただきたい研修会の開催や、子育てワークショップ、家庭教育に係る学びの情報提供についても考えてみたいと思っています。そして、次のステップとしては、将来親になる中高生や、間もなく親になる成人の方、さらには保護者を支える中高年を対象とするプログラムの開発も大切になると考えております。また、こうした子育て支援や家庭教育支援が効果的に展開されるために、関係各課や保・小・中が連携、協働する子育て家庭教育支援チームの立ち上げも喫緊の課題と認識をいたしております。

これまで重要な課題とわかっていても、なかなか思うようには取り組めなかった家庭教育でありましたが、ようやく専任の者を配置できましたので、目に見える形での成果につながるよう、本町教育行政施策の重点施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。そういたしますと、順次再質問をさせていただければと思います。

先ほども言いましたように、なかなか一般質問を決めてから、こういったことについていろいろと自分なりに、独学ではありますけどやってみたんですけど、すればするほどわけがわからなくなってきた、何を進めていいのかわからないところも正直なところなんですけれど、今まで私が5年間感じたこととか、体験したこととか、そういったことも含めながら質問をさせていた

できればと、ちょっと的が外れることもあろうかと思えますけれど、お許しただければというふうに思います。

最初に、少子化対策について、未婚化、晩婚化対策として結婚活動支援対策を展開を図ってはどうかということだったんですけど、町長からの答弁もありましたように、私も今の南さいはく地域振興協議会が行っております婚活のサポーター、応援団としてやっておりますところの、今度10月の27日ですか、計画をして今やっております。私は直接携わっているわけではないんですが、いろいろと話を聞いてる中で、やはりそういった機会をつくるということは本当に大切なことなんではないかなというふうに思います。今ごろの若いもんはということで、幾らでも外に出て遊びながら、そういったいい人を見つけてくるということは可能などころはあると思うんですが、それより、もっと引きこもって、なかなか外に出ない若者も実際のところあるというのが現状だと思います。そういったところを、地域の協議会の人たちとか、そういった周りの人たちが声かけをして出してもらおう。

このたびも、今現在、参加者を聞いてみましたところ、一応目標は男性15人、女性15人ということなんですが、大体2桁ぐらいまで達したと。特に男性については、地元、旧西伯、上長田、南さいはく地域ですね、その辺からも何人か出てくれるようになったというようなことを聞いておまして、そういったところで頑張っている、地域を盛り上げようとしてる、そういったところに何か、県も正直なところ、インターネットで広報してくれるぐらいで財政的な支援も全くなくて、協議会のほうで予算をつくって地域の発展のためと、活性化のためということでやっているようなんですけど、その点について町としての支援策といいますか、また、町としてそういったような計画を、南さいはく、それから富有の里ばかりではなくて、南部町とすれば全体的に同じような傾向にあるのではないかなと思うんですが、そういったようなところについての対策の計画的なものがないのか答えていただければというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。議員が今おっしゃった、まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり少子化対策というのはなかなか、長期的な視点で進めていかなきゃいけないのかなというふうにも思っておりますが、繰り返しになるかもしれませんが、少子化対策会議、少子化対策プロジェクトチームをこの7月に立ち上げて、2回ほど開催をさせていただきました。メンバーは各課全ての課から若い中堅どころの職員の方に入っておりますので、その課を代表するという意味合いもありますし、やはり若い視点でのお立場ということからいろんな意見もいただいております。

その中で、今、板井議員おっしゃったように、やはり若い方がなかなか集う機会、集う場所が  
余りなくなったのかなと、そういったような御意見も頂戴しているところでございます。具体的  
には、まだまだこれからちょっと詰めていかなきゃいけないのかなというふうに思いますが、ざ  
っくりばらんなお話し合いの中では、数十、具体的に言うと80ぐらいの提案といいますか、その  
ようなことも平素の会議の場では議論もいただいております。中には、そういう婚活事業につい  
て直接、やはり町でも主催をしてすべきではないかといったような御意見もございますし、そも  
そも今、板井議員さんは30名を15名15名集まったというようなお話もありましたが、なか  
なか特に男性にそういう参加する、何といましようか、積極性が少ないとかそんな意見もあり  
まして、少し訓練といいますかね、そういった何か、何か研修なりそういうものも必要ではなか  
ろうかと、セミナー的なものも必要ではなかろう、そんな御意見も頂戴をしております、今そ  
れについてまさに議論を進めてるいうところでございますので、その様子をちょっと見ていき  
たいなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

矢吹課長が言われるように、まさにそのとおりでして、南さいはくのほうもなかなか男性、男  
の子がです、男に出てもらえない、声かけてもらえないということで、何回も何回もしつこく  
お願いに、お願いっていいですか、出ようやということで声かけをしてもらって、何とか地元の  
ほうで何人か出たという、やはりそういった機会をつくっていく。さっき、この後、研修の話も  
しようと思ってたんですが、そういったことで、そういった場に出やすくなるといいますか、そ  
ういった気持ちになれるような、そういった事前の、その前の段階でのことをするような計画も  
あるようなこと言われたので、ぜひそちらのほうもやっていただきたい。やはり意外と、男のほ  
うは特に今でいう草食系っていうわけではないんですけど、うちにこもってしまってる若者もた  
くさんいるようですので、その辺で外に出れる機会とかそういったものを町としてそういった機  
会をつくっていただけるものだというふうに思います。

実はこの質問するときに、これまた細田議員の話で悪いんですけど、つい最近出た資料をいた  
だいて、ちょっとこれ勉強せいで言われて、資料ばかりもらってなかなか、さっき言ったよ  
うに、だんだんわけがわからなくなってきたんですけど、少子化の社会対策会議というので少  
子化危機突破のための緊急対策というのが、これもアベノミクスじゃないですけど、3本の矢と  
いうことで推進が出ております。一つは子育て支援、そして一つは働き方の対策、そしてもう一  
つが、それに加えて結婚、妊娠、出産支援についてというところをも、緊急対策として行わない

と、この少子化の対策は前に進まないんじゃないかということでそういった方向づけになっているようでございます。このような形でいって、やっぱりその結婚に対する思いと、それからそういった場を、提供する場というのをしてぜひやってほしいなというふうに思います。

それともう1点ですけど、長野県の四賀村というところがあります。今、今はもう既に松本市と合併しておりますけれど、大分昔の話ですけど、平成8年に結婚推進課というのを設置されて、そういった形で地元の情報を仕入れて結婚相談員をつくって、そして結婚の運び、いわば仲人的なことを行政サイドのほうでやっていくというようなこともやった事例があるようですけれど、昔、西伯町時代に議員さんが、伯太町の議員さんと交流の場があった中でそういった組織をつくられたことがあったんじゃないかなってというような思いもあるんですけど、そういった面について何か対策といたしますか、そういったことを考えておられないかお伺いをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。プロジェクトチームでいろいろ活発な議論をしていますけれども、考え方して、今、議員が言われたこととほぼ同じなんですけれども、調査によると独身者の9割は結婚願望があると。さらに子供は2人以上欲しいというのを持っているんですけれども、残念ながら先ほど町長が申しましたように、晩婚化、生涯独身化が進んでいるということです。

鳥取県の合計特殊出生率は1.57ですけども、昨年、23年ですかね、前々年ですね、1.39が日本の平均に対して、この南部町が1.31でございました。これは昨年の分を町民生活課で調べさせました。いわゆるこの南部町の中で子供を育てることが困難だということ、結婚ができないということが全国の中でもそうである中でさらにそれが進んでると。ただ、母集団が小さいものですから、すぐに大きな影響があると思います。ちょっとこ入れをすれば、これは復帰するんじゃないかと思ってます。

その中の、町長がよく言うように、パッケージで結婚、それから出産……。あっ、結婚、妊娠ですね、出産、それから育児に対して切れ目のない支援というものが今回の一つの大きなテーマじゃないかと思います。こういうものをすることによって、この南部町の地理的な条件だとか環境からすればまだまだこ入れによって少子化対策は打って出れるというぐあいに思っていますので、また議論の展開をまた見守ってやってください。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

本当に副町長が言われるとおりでして、そういった形で何とか若い人は結婚とまた妊娠、それ



から出産という一つの流れで子育ての支援ってということで、その流れが町のほうでつくっていただければ本当にいい町、また若者が住む、住みやすい町になっていくんじゃないかなというふうに思います。

先ほどの結婚相談員のことを話しましたが、やはりこれはあくまでもボランティアということが基本で、ただし、相談員のために、のための研修とか学習の場も、については支援をしていくというような形で仲人活動を組織化をまたして、することもまたいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それと結婚とはちょっと違うんですけど、6月の議会の細田議員の答弁の、町長の答弁の中で、島根県の中山間地域センターの藤山先生の講演の中で、人口が500人から1,000人当たり、大体南さいはくぐらいかなというふうに言っておられましたけど、毎年1組、30代前半の子連れ夫婦とそれから20代の男女の人口の、が流入があれば、地域の未来が変わるというふうであって、町長もこのことをぜひ進めていきたい。そしてIターン、Uターン、Jターンを強力に推進をしたいというふうに答弁をしておられるんですけど、そういったところのあわせて対策といいますか、何か計画をしておられるようなことがあればと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 後段の部分は、これは定住化対策というような意味合いに聞きましたが、結局、人口減少をどのようにしていくのかというのには、これは定住化が欠かせないわけでありまして、定住化もあわせて検討していただいておりますというような状況です。

今回ですね、プロジェクトチームをつくっていただいたわけですが、従来恋愛だとか、それから結婚、婚活、結婚、それから妊娠してからは保健師が届け出を受けて保健アドバイスなんかするということで、そこからかかわっております、基本的に恋愛だとか結婚というようなことについては、町の行政の範疇の外のことだという意識は非常に強く働いております、そういうところに税金を使うということは、これはあんまりしてこんかったわけです。

今回はこのプロジェクトチームにお願いしておりますのは、もうそういう意識をなくして、そのもう前からいろんな検討をしてくださいますということをお願いしております。副町長も言いましたが、個別のものを一つわて提案してみてもなかなか成果というものにつながっていかない。それから見えにくいというようなこともありますので、今回はパッケージで考えてください。その中にいわゆる定住化というようなものもあっても結構ですということを言っております、今さまざまな意見が出ておるということを課長のほうからも伺っているわけです。

一つ御紹介をいたしますと、千葉県に浦安という大きな市がございますけれども、この浦安で

もやっぱり若い人が結婚せんということから市長の音頭取りで公設の婚活パーティーというものをどうもされたそうですが、これの成功率が、たしかね、6割とか7割とかいうことで、非常に成功率が高かったということでもあります。やっぱり公的な関与といひましようか、結婚相談所などいひゆる私立でやっておりますね、そういうところではなくて、公的な浦安市というところが関与したことによって……（サイレン吹鳴）公的な浦安市というようないものが関与したことによって、若い人がたくさんもう来てくれたと。そしてそれがきっかけでデートをして結婚につながったというのが、確かに6割以上だといひて聞いたんですけどね、もう驚いておられまして、市長さん自身が、誇らしく語っておられましたけれども、ちょっとしたポイントがあるということをおっしゃってりました。

それは結局ですね、男は男、女は女で分かれてなかなかうまく接触ができないということですので、市の職員さんで、少しもう子育ても終わったようなベテランの職員さんに出かけていただいて導きをしてもらおうと。もうちょっとこっち来て一緒に話さないとかそういうお世話を市の職員さんの中でもベテランの職員さんにお世話になったと、そういうことが非常に効果を発揮したというようないお話でございます。

したがって、従来の結婚、仲人さんですか、そういう個別な情報に基づく個別の取り組みというようないものは、これを否定するわけではございませんけれども、そういうことはそれでやっていただければいいわけですがけれども、町のほうでやっぱりそういう安心のできる、相談しやすい仕組みというものも、もうこの際つくっていくといひんのではないですかということ副町長にも伝えて、そういうことも含めて検討していただいておりますという状況でございますので、いましばらく時間をいただきたいし、それとそういう部分に公費を投入するということについて、議会のほうからも御了解をいただきたいというふうにおもっております。よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

私はぜひ賛成をして、そういうところにも町としての支援といひますか、していただきたいなというふうにおもいます。先ほど町長言われました浦安市も私もホームページ見てみましたら確かに出ておられまして、そのように言われたとおりのことを市長さんも話しておられたのを私も見ることができました。この、先ほど最初に言いました南さいはくの協議会のほうでも今まで4回してるんですけど、大体3組か4組ぐらいいはカップルが、も誕生しているよういす。そして、その間に立つ人が誰であるのかという安心感とか、そういうものはやはり行政とか、そういうものにかかわったところ、団体ですとやはり安心感というものは必ず出てくるというふうにおもいま

すので、そういった場をぜひとも町としてもつくっていただきたいというふうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、子育て支援についてということなんですけれど、鳥取県では子育て王国条例、知事のほうで条例でも制定をして子育ての支援、対策、また社会的な責任とかも含めたものを条例化したというような話も出ておりますし、またことしの8月には10県の知事が集まって子育て支援、少子化対策に係る緊急提言ということで、本当に身に迫った思いで日本全体が、また鳥取県も非常に力を入れているという状況だと思います。

その中で去年の8月に子ども・子育て関連3法ということで、全ての子どもに良質な生育環境を保障し、子供、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、制度がされました。この財源は消費税ということで、来年度消費税が、もし上がるということになれば、そちらの財源を使った27年度からの施行ということになるんですけれど、今現在南部町でこの子育ての支援について、またこの子ども・子育て関連3法について、合同会議的なものの立ち上げというものは今現在どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。子ども・子育て支援会議につきましては、要綱、条例によりまして定めるということになっておりますので、この要綱について今、検討しているところでございます。

あと子育て世代についてアンケートをとるようということがございまして、そのアンケートのひな形ってというのが先月示されましたので、その対象が未就学児がいる世帯を抽出してせよという国の指導ではございますが、南部町では世帯も少ないですので、皆さんにお聞きするという形で今、中身の精査をやっているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） この、全体的会議ですか、というのは非常に大切なものであるというふうに思っております。この間、テレビを見ておりましたら、ちょうどそういった話があって、下呂市です、岐阜県の下呂市ですか、そういった支援実施計画ということで、何と申しますか、先進的な形でやっておられるという中で何がいいのかということ、結局行政ばかりではなくて町民の方も一緒になって、また保護者の方なんか一緒に、この、これからの子育てについて検討していく、そして最終的に計画をつくるというようなことになっているようなんですけど、やはり行政としての立場も必要だと思うんですが、子育てをしてる、実際している保護者の方々ですね、そういった方々も一緒になって一つの組織として検討していただければと思いま

すが、その点につきましてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。メンバーの方につきましては、各関係機関、担当課とか社会福祉協議会でいろいろございますけども、町民の方、年代、各年代の方とかいろいろ考えておまして入っていただくかと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

ぜひともそういった形で、本当に子供たち、これからの南部町の宝であります子供たちを本当に支援ができる、皆さんが理解をして動いていただけるというような形でぜひとも計画を進めていっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それと保育の支援、それからサービスの充実も含めてなんですけれど、今現在保育の施設の現状として特にゼロ歳児から2歳児、3歳児ですか、の保育体制について、先ほども町長のほうから話もいただいたんですけど、もう少し今の、何といいますか、問題点とか何かありましたらばと思っておりますし、またゼロ歳児から2歳児ぐらいの子供たちの、行きたいけれど行けない状況なのか、それとも一応受け入れは全てできているというふうになっているのか、その辺をまず教えていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。ゼロ歳児が、主にゼロ歳児なんですけども、入園希望の方には年度当初には大体皆さん入っていただいております。どうしても育休とかがあいて、年度途中から入りたいって言われる方には、だんだんいっぱいになってきますので、年末、10月過ぎるぐらいにはお断りをするような形になってるようなことにもなっています。だからもう少し場所とか広いところ、部屋とかができるようになればできるのではないかなとは考えておりますけれども、現状では難しいところがあります。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） そうすると、子供って全員が4月、早く、一緒に生まれるわけじゃなくてそれぞれ月で生まれてこられるのが普通であって、要するに後から生まれた子供についてはなかなか受け入れができなくなるという可能性があるということだと思っておりますけれど、やはり今の状況の中で共働きといいますか、お母さんのほうも仕事に出なくちゃいけないという状況になれば、じゃあどこに子供を預けて仕事に出ていくかというところが非常に問題じゃないかなと思っておりますけど、その辺の例えば保護者の方、お母さんに対する、何といいますか、指導と

いいですか、どのような形で御理解をいただいているのか、それとも例えば米子のほうのそういった預ける施設に預けておられるのか、その辺もちょっと教えていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。現状の課題っていうのがいろいろあるわけです。

今おっしゃられましたように、ゼロ歳から3歳のニーズが非常に高まって、働くお母さん方がお仕事お持ちの中で非常にその部分で仕事をとるのか、子育てをとるのかで悩まれているという現状があると思います。ここを解決するためには、やはり新たな施設というものも考えていかなくちゃいけないんじゃないかということ、子ども・子育て支援3法の中で認定保育園というものが出てます。このメリットは、3歳からですけれども、ここでは保育が欠けているとかそういうことではなくて、どういうお子さんでも入れられるというメリットがあります。さらに教育的な配慮も同時にできると、こういうニーズがあるかどうかは別にして、こういう施設も今後考えていかなくちゃいけないんじゃないかというものが一つです。

それからもう一つは、またもとへ戻りますけど、ゼロ歳保育のニーズが高まっている中で、これをどうやって解決するかということ、新たなものをつくりながら、今現在ある保育園だとか、それからもう少し小規模なものですね、工業団地等に勤めておられる人たちのニーズっていうものもきっとあると思います、そういう小さな施設で対応するもの、それから今既存の施設をどうやってゼロ歳から、新たに生まれてニーズが高まっているゼロ歳から3歳の人たちの希望をかなえることができるのかということ、今言いましたように、認定保育園等も含んだ3歳から5歳までの範囲を、教育委員会との相談になりますけれども、こういう新たな施設で展開していかなくちゃいけないか、こういうことを総合的にやりませんか、今の施設の中で、じゃあゼロ歳保育をどうやってニーズをかなえていくかということは非常に厳しいところがありますので、そういう総合的な問題として捉えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

非常に思いもしなかった提案をしていただいたなというふうに思います。また、さっき言ったじゃないですけど、細田議員の答弁書を見ますと、180号線バイパスのところには若者定住向けのそういった、公営団地をつくってもみてはどうかというような町長の答弁もあったんですけど、そういったところにはやはりそういったゼロ歳児とか、からでも受け入れられるような保育園といいますか、認定こども園ですか、そういった施設があるということは、非常に若者定住にはプラスになるんじゃないかなと思いますし、今の3本の矢の中で、職場の改善ということ

もあって、育児休暇とかそういったものをちゃんとして子育てに対して支援をしていくというような提案は国としてはあるんですけど、なかなか地方の企業では何かそこまですぐに、家族に対して、保護者のお父さん、お母さんに対しての支援というのはなかなかできないんじゃないかなというふうに思ってる中で、先ほど副町長が言われました提案というものは、本当に先進的な、行政として先進的な本当に提案ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも前向きに発展をしてもらって、180号バイパスがまた一つの町ができて、若者がどんどん住めるような場所になって、あそこからですと、米子からも非常に近いですので、通勤のベッドタウンといいますか、米子市のベッドタウンとしても十分に成り立っていく場所であるというふうに思いますので、ぜひともそういった中にそういった施設も含めて都市計画といいますか、町の計画を推進していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

ちょっと一つ飛んで、教育委員会のほうはちょっと後にさせてもらって、このまま最後の3世代家族のほうですね、若者の定住もいいんですけど、やはり今の3世代家族、私ももう今おりませんが、おやじ、おふくろがおりまして、おばあさんもおって、3世代、それと私の子供がおって4世代で生活をしたことがありました。やはり経験からいくと、自分の親に子供を任せて自分たち仕事に出て、子供たちが育ったんですけど、やはりそういった中で一番いいことは、教育が親から受けれる、私たちがまだ若い、20代のころの話ですので、自分たちの子供に対してどうしていいのかわからないときに、やっぱり親と一緒にいると、親のほうがそれなりに対応してくれる。やっぱりそういったところが非常に3世代大家族で同居するところのメリットではないかなというふうに思っているんですけど、それに対してどういった支援、行政としての支援がどういったことができるのかというのはわからないんですけど、結局そういった形で何か推進をしていく方法とかないもんかなと思うんですが、今のプロジェクトチームの中ではそういった話は出てきていないんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今また議員おっしゃったとおりでございます……。だったと思います。ただ、ちょっと具体的にはまだ余り議論はできてないのが実情でございますが、一つ例を挙げますと、3世代の同居、条件といたしまして、例えばそれで新築をされるとかそういった場合に補助金を出してはどうかとか、そのような提案なり議論は若干あるのはございます。そういったところもありますし、それから例えば鳥取県のほうでは3世代が同居した場合の住宅取得の不動産取得税が減免されると、そんな制度もあるようでございますし、それからちょっとインターネットなんかでも調べてみますと、そういった3世代で同居してる世

帯にも補助金を出すという、これ福岡県の上毛町というところだそうですが、家庭内の保育助成ということで、児童1人について月額7,000円とかそんな助成をしてる事例もあるようでございますので、そういったところも含めまして今後検討してまいりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、課長が申しましたけれども、この背景の中には、今、固定資産税、外から入ってきていただく人の一番の魅力を聞きますと、固定資産税が5年間免除になるんだと、これは非常に大きなインパクトがありまして、非常に喜んでいただいています。しかし同居した場合にメリットがないということも、この帰ってこられた、同居に踏み込んだ人たちの中からも意見がございました。これをどうやってそのインセンティブを与えるのかということのどう政策にしていくのかということ、今、議論中でございます。だからこういうとこのお得感だとかを設けて、一旦は外へ出たんだけど、やはり子供が小学校だとか保育園に入る機会にじゃあお父さんやちと一緒に同居しようかと、そうすれば祖父母の支援と、一定の支援も得られるしいいじゃないかと、これも願ってもないパターンだと思います。こういうパターンもありますし、するんであれば同居したほうがいぞというふうな風潮をつくるために、行政としてどんな支援ができるのかということを前向きに今検討してるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。

ぜひ、私も住んでるところで今、2軒の方が離れていいいますか、建てて、今3世代で住んでおられる方、やっぱりそういったところを見ると、すごいにぎやかなんですよ、玄関が。子供たちが朝、通学で歩いて出ていくときなんかでも、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが見送っている姿なんか見ると、やっぱりいいなというふうに思っておりますので、ぜひとも親と一緒に住むということはこんなにいいことなんだよということを、また行政のほうからでも知らせることができるようなことができればなというふうに思います。

もう時間もありませんので、家庭教育推進員の中の答弁の中で、相談相手がないというふうな話をされたんですが、私はインターネットを調べた中では、相談相手は大体9割の人がいる、その1番が親、それから次が友達ということになって、やっぱり親というものが自分、子育てするには一番の相談相手であるというふうに思っていて、推進の委員の方にもぜひともそういった面では家庭の中までいろいろと聞いてもらって状況を知って、相談委員としての役割を果たしていただければと思うんですが、その点につきましてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。ちょっと出しゃばって手を挙げてしまいました。教育委員会のほうでなかなか、教育長答弁でもありましたけども、家庭教育っていいですか、家庭にかかわる部分っていうのが今までなかなか手をつけられなかったということがあります。今回、国のほうの補助事業として、今年度は新規に、新しく家庭教育推進員の配置っていうのが事業化をされましたので、どんどんこれから家庭教育推進員を使って家庭の中に入っていきながら、アンケート調査にもありましたけども、親の方の子育て不安のほうの解消のほうをできるだけ教育委員会としても努めて、重点施策の一つとして位置づけておりますので、今年度一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が関係しております鳥取県地方自治研究センターというところで、昨年ですね、県内の高校2年生1,300人と、それから新成人200人ちょっとのアンケートをとってございまして、そのアンケートの結果の中で、県内で就職する、希望する理由は何だかという中で、親の勧めというのが2番になっております。ですから御家庭、親の意見というのは非常に子供たちの大きな将来を決めるウエートを持っておることが明らかになっております。1,500人ぐらいのアンケートですから回答を全部いただいておりますので、まずそういうことだろうと思っておりますし、それからもう1点ですね、板井議員が、いわゆる多世代の何世代もの同居がいいのではないかとということなんですが、実は今後ですね、また将来、鳥取に住みたいと思うかと、こういう設問の中で、鳥取県に今後も住みたい、今のままでいたいというのが22%です。それから県外に出ても数年のうちには鳥取県に住みたい、大学進学なんかして帰って鳥取県に住むという、これが12%、それから県外に出てもいずれは鳥取県に住みたいと、ちょっと都会で働いたりしてでも、いずれは鳥取県で住みたいというのが41%ございます。合わせますと75%の子供たちが鳥取県に住むんだということを言っておりますから、やっぱり住むにはやっぱり住居が必要ですし、それから親との縁は切れんわけでありまして、御質問のこの多世代住宅あるいは同居ということに、私はやっぱりヒントがあるだろうと、意義がある、意義あることだろうというように思っておりますし、子供たちもどうもそのように考えておるといのがアンケートであらわれてございまして、こういうものを参考にしながらプロジェクトでまとめていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） もうまとめてください。板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。



先ほど町長が言われました資料も議員皆さんに配付がしてあって、私もちらっとそれは見て、これからの鳥取県、南部町も大丈夫かなという、確かに思いはあったところです。町長は常日ごろから子供、孫にツケを残さない町財政を一番に上げ、今日まで町政に携わってこられたわけなんですけど、我が町でどんなふうになって、大人になって結婚して子育てしてほしいのか、そんな大きな夢を描いていただいて、子供や若者たちに提示をしていく。これも前回の細田議員の答弁の中からだったんですけど、非常に子育てに優しいまちづくりを……（「時間になりました」と呼ぶ者あり）ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で4番……。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。最後に申しわけございませんが、どうしてもこの流れの中でアンケートの一部をぜひ委員の皆さん方にも御紹介したいなというのがありまして、発言をお願いをいたしました。

答弁の中で、回収率は低かったんだけど、御意見、保護者の方の悩み等を調べさせていただきましたってやなこと、お答えをいたしました。その中で2つほど御紹介をしたいと思います。

一つであります。どうしても先に怒ってしまい、教えている感じにならず、ずうっと怒ってるような気になり、子供に申しわけないような気がする。こんなコメントがございました。それから叱ってばかりいたり、過干渉と思いつつも慌ただしい生活の中で、毎日この繰り返しのよう日々、何とかしたいです。こんなようなアンケートがございました。

こういうアンケートを見させていただきながら、やはり教育行政、もうちょっとしっかり頑張らんといけんな、応援をしてあげんといけんなというのを非常に強く思いました。

先ほど板井議員さんのお話の中で、大半の方が親がいるよということでのお話もございました。親御さんでカバーができるところはしっかりカバーをしていただきたいと思っておりますし、またそうでない者の応援が効果的というところもあろうかなというぐあいに私自身は思っています。発達段階に応じてさまざまなプログラムを用意をする、あるいは研修会を開催をする。恐らくそれだけではこの声に、私は応え切れんんじゃないのかなという気がしています。そういう意味では具体的にどう26年度に向かって具体化をするのかなと今悩んでいるところでございますけれども、こういうお一人お一人の保護者の皆さん方の思いや願いにどう寄り添うのか、あるいはどう寄り添えるのか、その具体策を検討するというのが私、教育行政の今の喫緊の課題かなと、そんなぐあいに受けとめているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、4番、板井隆君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をいたします。再開は午後1時からといたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を許します。

続いて、11番、秦伊知郎君の質問を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 11番、秦伊知郎です。通告どおり2点について質問したいと思います。御答弁のほうよろしくお願いいたします。

最初に、南部町土地開発公社ミトロキ残土処理場についてであります。平成19年度よりカントリーパーク用地取得事業の附帯事業として、ミトロキリサイクルセンター、これは建設残土処分場ではありますが、開設され、残土受け入れが始まり現在に至っております。しかしながら年内中にも埋め立て用地が満杯になり、事業が終了との話がありますが、どのような状況なのか説明を求めます。

この残土処分事業は、計画当時、公共事業の減少時期であり、土砂の搬入を危惧すると議会でも反対の意見がありました。しかし事業は順調に実施され今日に至っています。23年度には長年、迷惑かけていた集落の負担を軽減すべく、開発公社の事業として、カントリーパーク、ミトロキ残土処分場への専用道路が新設されています。町長は事業の終了が間近に迫った今、この事業を振り返ってどのような感想をお持ちなのか伺いたいと思います。

次に、事業終了後の用地の活用であります。カントリーパークの駐車場、スポーツ多目的広場等の計画が、また太陽光発電所計画が考えられておりますが、町としてはどのような事業構想を持っておられるか伺います。

最後になりますが、太陽光発電所については、鶴田残土処分場跡地に事業計画が今なされています。中電からの事業許可を待っているとの説明を受けていますが、どのような状況なのかあわせて説明を求めます。

次に、人口減少社会での定住化対策についてであります。多くの地方自治体は人口減少期に差しかかっており、既に減少が始まっているところ、あと二、三年で始まる場所と状況は多様

であります。減少社会の到来は避けることはできないと言われております。鳥取県でも人口は1997年で減少期に突入しており、2000年61万3,000人、2010年60万人、2020年、これからは推計であります。56万3,000人、2030年51万人と、人口の将来推計が示されています。これまでの人口減少は農村部での過疎問題として認識されておりましたが、今改めて問題となっている人口減少は、農村の人口を吸収し、人口増加を続けていた地方都市においても人口減少が始まり出したことです。また農村部には限界集落と呼ばれる消滅しかかった集落の問題があり、我が町も例外ではなく対応がなければ地域は消滅してしまいます。地方自治体の多くは人口減少への対応を模索していますが、以前から取り組まれています人口流出に対応した定住化対策に加え、新たに取り組む施策の一つとして移住者を呼び込む事業があります。700万人いるとされる団塊の世代が第一線を退き、趣味や農業を楽しむために住みよい地域に移住する、その移住者を人口減少問題を抱える自治体が獲得しようとする競争が始まっています。

農村部において所有世帯の離村や所有者の死亡によって持ち主不在の家が見られ始めてきました。空き家であります。空き家は利用されない限り利用されない資産であり、老朽化や火災による延焼などの被害も懸念されています。また家を手放すと同時に田畑も手放しているケースが多く、耕作放棄地の問題も生じています。空き家の発生が住民の安全を脅かし、産業の衰退を招くのであれば、行政として対応していかなければなりません。

空き家と農地の情報を行政が管理し、農業を行いたいと思っている利用希望者に提供し、定住してもらうことができれば、定住化対策、耕作放棄地対策、また定住者の地域での活動は新たなコミュニティの担い手の力と、多くの自治体が抱えている問題解消の施策となります。地域振興、産業、経済の根幹は人口との考え方もあります。人口減少社会においてどのような立場で施策を推進していくかで町の将来は変わっていくと考えます。人口問題、定住化対策についてどのような考えをお持ちなのか伺います。

次に、25年度新規事業として予算が計上されている空き家一括借り上げ事業についての質問ですが、3月議会で2名の議員からこの事業に対しては一般質問があります。再度御答弁よろしく願いいたします。

移住、定住施策の意義については先ほど述べましたが、具体的に事業を展開されてどのような点が問題なのか、またどのような進捗状況なのか、移住先となる空き家の確保はもちろん、就業、生活等、移住された方が地域に溶け込めるように町、地域のアフターケアも必要と考えます。どのような体制を考え事業を実施されているのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしましてまいります。

土地開発公社の件でございます。ミトロキリサイクルセンター残土処分場が9月あるいは年内中に終了すると聞かれますが、どのような状況なのかというお尋ねでございます。町はミトロキリサイクルセンターを含むカントリーパーク周辺の整備を行うことを目的に、平成18年度から南部町土地開発公社への土地の取得造成を委託しました。そしてその手法として、各種建設事業などで発生した残土を有償で受け入れており、搬入される残土とそれに伴う搬入収入で駐車場用地、運動施設用地などの造成をするために、南部町土地開発公社が南部町ミトロキリサイクルセンターを運営しているところであります。平成19年9月から建設残土の搬入を行っており、計画では受け入れ可能残土量は49万立米であるところ、平成25年7月末時点での累計搬入量は41万9,937立米となり、今後の受け入れ可能残土量は7万63立米となります。この数字は、ここ数カ月の工事発注動向並びにこのたびの鳥取県西部の豪雨災害の状況から予測すると、ことし12月ごろには目標に達するのではないかと考えております。

次に、反対意見もあったけれども、どのような感想を持たれるかということでございます。事業開始に当たり、当初は鳥取県西部地域の残土処分場は米子市淀江に民間が1カ所、日南町に鳥取県建設技術センターが1カ所と競合した場所があったことや、当時の国の政策上、建設残土の発生が少なくなることを懸念された御意見がございました。一方では、町の資金を利用せずに土地の造成や整備を行うことができ、地域の雇用を確保できる賢明な策との評価もございました。

事業開始後、国土交通省や鳥取県、米子市、伯耆町などの近隣市町村に営業活動に赴き、残土処分場として指定していただいたことや、競合の処分場が満杯になり、受け入れができなくなったこともあり、安定した残土を受け入れ続けることができました。ただし、安全上の観点から、搬入台数を制限していたため、御希望の搬入日に搬入ができないといった状況が生まれてきたことや、搬入の早期完了、処分場への交通アクセスの向上など、総合的な検討の結果、従来の賀祥集落の中を通る道ではなく、新しく搬入路を建設することで諸問題を解決することとしました。

またこの事業実施に際しては、関係する南さいはく地域振興協議会を初め賀祥、能竹の集落の皆様方には格別の御理解と御協力を賜り、大変感謝しているところであります。総じてこの事業に対する感想は、町費をかけずに残土と残土の搬入に伴う収入で整備ができ、なおかつアクセス道路の整備もできたといった点、センターの運営のために地元の方を雇用できた点などから、非常に成果の上昇した事業ではなかったかと思っております。

加えまして、今まではカントリーパークで開催される各種大会の主催者から、駐車場が少なく、場所もわかりにくいなどの苦情をいただいておりますけれども、駐車場の確保やアクセスも向上したとして高評価をいただいております。町としても事業を実施してきた成果が見えてきたことを喜んでいただいておりますし、このように各種大会を誘致し、実施することは町外から参加者の皆さんにも南部町の魅力を大いにアピールするいいチャンスだと感じております。このようなことから、反対をなさっていたお方からも評価をいただけるものと思うところであります、取り組んでよかったと思っております。

次に、今後の土地利用についてでございます。このまま順調に残土の搬入が推移しますと平成25年12月ごろには残土搬入が完了する見込みとなります。その後、地盤の安定を図るため、最終の排水工事や整地工事などを行い、委託事業は完了となります。その後、当初のカントリーパーク周辺整備計画、駐車場の整備や多目的グラウンド整備から今後は具体的な実施に向けた計画を立て、多目的に利用できる施設の整備について検討してまいります。カントリーパーク周辺整備については、幅広い利用者のニーズへの対応や、利用しやすい施設にするために駐車場の整備や、サッカー、野球、グラウンドゴルフなど幅広く利用できる多目的グラウンドの整備、並びに園路などの附帯施設の整備をプランニングし、町民の健康増進とスポーツ人口の拡大に寄与することを大きな目的といたしております。ただし、これはあくまでも当初の計画であり、実施段階での詳細計画は地域社会のニーズに応じ、利用者、施設管理者のほか、周辺住民などの御意見を伺いながら改めて検討していく予定であります。

なお、太陽光発電施設用地としての可能性について調査しましたところ、県が中国電力を通じて行った電線の空き容量の調査におきまして、この地域はメガソーラーに見合った容量がないことが判明いたしました。これにより、売電目的の太陽光発電事業者の参入はこの地では考えにくいことになりましたが、今後詳細計画を作成する中で、施設の電力を賄う程度の発電については、改めて検討してみたいと思います。

関連して、太陽光発電については、鶴田での事業実施がおくれているが、現状についての説明を求めるといってございまして。南部町鶴田地区の残土処分場跡地2.9ヘクタールについては、1.5メガワットアワーの大規模太陽光発電所を今年度中に建設するという計画を進めており、この発電所が完成しますと一般家庭約300世帯分の電力を生み出すことになる予定であります。

現在の進捗状況についてですが、平成25年6月25日に中国電力から発電設備への系統連系の承諾があり、固定買い取り価格42円が正式に決定いたしました。また太陽光パネル施設の工

事発注は公募型プロポーザル方式により、9月2日に審査委員会を開催し、事業者を決定し、契約の締結について今議会で追加で御提案をさせていただくこととしております。予定工期は議会承認の日から来年3月末までとし、年度内には施設及び設備の工事を完了させたいと考えております。その後中国電力への系統連系工事や試運転も行いながら、できるだけ早期に運転を開始したいと思っております。なお、6月議会の時点では、7月にプロポーザル実施の予定でしたが、売電価格42円が確保されたのが6月末となったことから、正式な事務作業が若干遅延することとなりました。

一方、町民の皆様にお世話になる町民公募債については、来年2月ごろを公募予定としております。公募金額は1億円、期間は5年、金利については年1%程度と考えております。市場金利よりも高い金利ですので、ぜひとも御協力をお願いしたいと思います。

次に、人口減少社会への対応ということでございます。議員も御存じのとおり、世界の人口はとどまることを知らない勢いでふえ続ける一方、我が国は今後人口減少社会、いわゆる少子高齢化社会が急激に襲ってくるのが予想されます。全国の自治体それぞれが躍起になってさまざまな人口減対策に懸命に努力しているところではありますが、中でも移住、定住対策に力を注いでいる状況だと思えます。

大都市部といわれるところの人口は現状維持か増加する傾向が続くと考えられますが、その他の大部分の市区町村では人口は減少することになります。その中で本町に移住していただき、かつ定住していただくということは他の市町村よりも違う、何か光るものがないかならないと思えます。これは全国の自治体が命運をかけての人口獲得競争にほかならず、役場だけでなく本町全体の総合力で南部町を全国にPRしていかなければなりません。例えば住民の皆様のお知り合いの方に、南部町は自然豊かで住みやすいところですか、積極的に南部町に住んでみませんかといった声かけ一つで状況が大きく変わるのではないかとも思えます。私の基本的な考え方は、安心して子供を産み育てられる環境をいかにつくるかだと思えます。

定住には働く場の確保も必要です。副町長を中心とした庁内横断的な少子化対策プロジェクト会議からいろいろな施策の案が出てくることになると思えますので、それを参考にしながら平成26年度の当初予算の編成に向けて、また議員の皆様とも議論を深めてまいりたいと思っております。

次に、空き家一括借り上げ事業の進捗状況などについてお尋ねでございます。本町では移住、定住施策の代表的な取り組みとして、空き家一括借り上げ事業を昨年度から実施しております。これは、町が10年間、空き家を所有者から借り受けて必要最低限のリフォームを行った後に、

宅建業者を通じて管理、広報、契約、収納を行うものであります。現時点では三崎、法勝寺、天萬にそれぞれ1軒ずつ借り上げ契約を結んでおり、その中で3……。もとい三崎の物件につきましては、先月リフォームを完了いたしました。

また、現時点では移住者に対する町のアフターケア的なものではありませんが、例えば岩美町のように県外から集落に移住した場合、受け入れ自治会に対して地域に溶け込めるようフォローするような活動に1件当たり5万円助成するといった仕組みもあるようです。そのような、あるようでございますので、地域振興協議会などのお考えや、他の市町村の施策を参考にしながら支援策の可能性について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） ミトロキの残土処分場から再質問したいと思いますが、この事業は19年度からですか、始まり、年間約3,000万以上の単年度で利益を上げています。23年度にはカントリーパークあるいはミトロキの残土処分場に直接搬入できるような専用道路が約2億円かけて建設されております。非常に今から考えるとよかったなという事業の、町が行った事業の一つだったというふうに思っております。そして町長のほうも述べられましたように、地元の企業に対しての工事の発注、あるいは南さいはく地域振興協議会の業務委託等、地元結構お金の落ちる、お金が回るような事業ではなかったかなというふうに思っています。

将来の跡地の、完成した跡地の利用について駐車場とかあるいはスポーツ広場というふうに言われましたが、果たして計画どおりの同じような事業内容が必要かどうか、例えばカントリーパークの利用、確かに県の高校野球の指定球場にはなりましたが、年間そんなにたくさんの観客が来れるよう、あるいは選手が来れるような大会がそんなにたくさんはないというふうに思っています。広大な敷地を本当にそういう広場なり駐車場なりで活用して、それで将来的な維持管理費が賄っていけるかどうかという点が、私は疑問になるのではないかなと思っておりますが、その点の将来の見通しってというようなものについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今、議員のほうから再質問を頂戴いたしました。

このミトロキリサイクルセンターは当初、カントリーパークの周辺整備計画ということで、駐車場、それから多目的グラウンドの整備という当初の計画でございまして、今まさに議員おっしゃるように、やはり時代も、19年の9月から搬入を進め、それから5年、6年という月日もたっております。ただ、基本的な考え方としましては、これは、開発公社は残土搬入をして土地

を整備すると、受託業務でありますので、今後町として改めて、これは繰り返しになるかもしれませんが、住民の方、利用者の方、そんな方の御意見も踏まえてどれぐらいの規模にするのかどうか、それから本当具体的にはグラウンドといってもサッカーがいいのか、いろいろあると思います。そんなところの実情、ニーズを把握して、それはちょっと詳細は詰めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 御答弁いただいたんですが、確かに当初の計画はそういうもので事業計画がなされていました。しかしながらつくるのは案外たやすいかもしれません、しかしそれをスポーツ広場なり駐車場なりとして維持管理していくほうはかえって問題、大変だろうという思いはしています。当初の計画と違っていても地域住民が、あるいは投資をしてそれだけの効果があるようなものにしていただきたいなというふうに思います。

町長のほうは太陽光発電所の計画に対して非常に現実が難しいというような御答弁をされたわけですが、経済産業省は来年度の予算で約100億円かけて電線の有効活用についてやろうとしています。現在再生可能エネルギーは年間13%ぐらいの勢いで伸びています。一番ネックになっているのは、電線の関係で発生した電気は送れないということでもあります。既存の電線を使ってそれを送れるようなシステムを今考えようとしています。ですから技術的には現在のもので不可能ということではないというふうに思いますので、十分考慮されて、新たな価値を生むようなものを構築していただきたいなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。議員の御意見、おっしゃるとおりだと思っております。今の現状でいきますと、あそこは容量が足りないということで、県のほうからも中電さんのほうからも御回答を頂戴しております。ですからそのあたり、これは中電さんになろうかと思いますが、その辺の電力のぐあいですね、それによっては太陽光、そんなことも考えられるのかもしれませんが、現時点ではなかなか難しいのかというところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁しましたように、やっぱり当初計画をしておりました駐車場の整備だとか、やっぱり多目的グラウンドの整備といったことをまず進めなければいけないと思っております。特に駐車場は、今は仮置きしているこの真砂の敷きならした広場にとめていただいて大変よくなったと言っておられますけれども、本当はああいうことでは駐車場とはちょっと言えないのではないかと感じておまして、きちんと整備をせんといけると



思います。

それでもう一度ですね、そういうことを中心に地元の人交えていろいろ検討し直していかんといけんのではないかというように思っておりますが、この太陽光についてそういう技術革新ができて、変電所までこの大きな投資をせんでも送電が可能だ、売電が可能だというようなことがあれば、これは検討の一つの要素にはなるとは思いますけれども、やっぱり最初はそういうことを考えてつくったものではございませんので、当初から計画しておりました駐車場の整備や多目的グラウンドの整備についてはっきりさせながら、そういう計画の中で太陽光の問題も考えていくということで進めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 当初の事業計画、駐車場あるいは多目的広場が主だということがありますので、それに沿った計画をぜひ進めていただきながら、莫大な土地でありますので、全てがそれで埋まるというものではありませんので、有効的な活用をぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、町長のほうも非常によかった事業だったというふうにおっしゃっておりますが、残土捨て場、結果的には非常にいい事業でした。今年度末ぐらいで満杯になるということですが、他にそういうような事業を進めていかれるような計画はあるのかないのか、その点はどうか。他の場所で残土捨て場ってというような計画はあるのかないか、その点はどうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。満杯になれば、早速残土処分の必要のあるお方にとっては困るわけでありまして、一方で町にはまだまだたくさんの残土処分でもできるような用地はあるわけでありまして、場所はあるというように理解をいたしておりまして、こういう満杯になるというような状況の中で新しい候補地というようなものも、これは考えていきたいと思いますが、思います、ですね、やっぱり何か整備計画というんでしょうか、そういうものがなければなかなかこの、こういう事業をどんどん手がけるというようなことにはちょっとなかなかならないわけでありまして、そういう事業計画というものとあわせて考えるということでありまして、全然無頓着でおるわけではなくて、いろいろ考えてはおりますけれども、今具体的にどこだというようなことにはならないわけでありまして。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 非常に御答弁の難しい質問でありましたので、御勘弁いただきました。

いなというふうに思います。

それから、鶴田のほうの計画は今議会に追加提案をされるということですので、非常に楽しみにしておりますが、少しテーマが外れますが、つい最近、県の事業で小水力の発電所が完成して完成式がありました。町長、出られたと思いますが、私たちも委員会のほうで現地を視察したいなという思いは持っていますが、感想がもし、同じ再生可能エネルギーの発電所でありますので、どのような感想を持たれたのかその辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先般、賀祥ダムに小水力発電所が、県の企業局によって設置をされまして、にぎやかにオープニングが行われました。私も出席したわけですが、実に感慨無量、感想ということでございますので感慨無量の気がいたしました。

と申しますのは、賀祥ダムにはあらかじめこの発電ができるような流路が設置がしてございまして、ただ、発電機がついていないというだけの状況になっておったわけでありまして。したがって、私も町長に就任して以来、企業局やあるいは国土交通省のほうにたびたび足を運んで、水力発電というものをお願いしたいということはずっと言い続けてまいりました。長い間、このことが計画の俎上にのらなかったわけですが、今回この再生可能エネルギーの買い取り制度が充実をいたしまして、県の企業局のほうで約3億円余の金額をかけて施工されたわけでありまして、

当日は西伯小学校の6年生の子供たちもたくさん参加、地元の子供、それから県会議員の皆様方、それから県知事さん、たくさんの方々が参加者でお祝いをしたわけですが、無駄にといはななんですけれども、ただ放流をされていた水が、この発電所を經由して減勢されて、勢いがちょっと落ちて発電に回って穏やかに流れていく、その最初を見たわけでありまして、これは非常に感激しました、感無量でありました。今後も長くこの機能して下流域へのこの治水効果だとか、あるいは防災効果、安定的な水の供給、そしてまた新たなこの発電という機能を加わって、このダムが末永く地域の皆さん方に愛されるように、そういう思いで帰ったわけでありまして、

私、一つだけ挨拶で申し上げましたけれども、知事さんに、実は南部町でこの発電所をやったかったということを申し上げました。笑っておられましたけれども、そこまで思い込んでおりましたので、このたびの発電所の開設は非常に感動した出来事でございます。長い間の課題が解決したという気持ちでいっぱいでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。通告書にない質問をしてしまっ大変申しわけありませんが、いろんな形で再生可能エネルギーができ上がる機会がふえれば大変

結構なことだろうというふうに考えております。

ミトロキの残土処分場につきましては以上で終わりにしたいと思います。

次に、移住、定住化施策について伺いたいと思います。きょうの日本海新聞に、空き家、火災処分支援、火災処分費支援という県の新しい事業が行われるというぐあいに新聞に出ておりました。いよいよ県も市町村が行っている事業に対しての支援が行われるんだなという思いを持って新聞記事を読ませていただいたわけですが、実は日本海新聞に8月19日から8月21日、3日間に分けて人口減少社会の中で、移住、定住化最前線というようなレポートが出ていました。その中で鳥取市、琴浦町、それと日南町を取り上げて定住化対策の実情というのを記事として載っていました。多分執行部の方でも読まれた方、たくさんおられるというふうに思いますが、その中でやっぱり一番問題になるのは空き家の確保だというふうにありました。

それでこの3つの町というのは、市を含めて2つ、鳥取市と2つの町っていうのは、多分こういう施策に先進的な取り組みをされているからだろうというふうに思います。一番印象的だったのは、鳥取市では5人の職員を配置して、3人は常駐なんですけど、職員を配置して事業を展開しようとしています。我が町でも定住、空き家借り上げ一括事業を行って、5軒の家を予定して今3軒ですか、なってますが、その専門の担当者っていうのは企画課の職員が兼務してるわけですか、それともそういう専門の職員を置いて事業を展開されていこうという計画があるんですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。現時点では企画政策課の職員が、この空き家なり定住化施策に取り組んでるところでございます。職員以外の非常勤さんですとかそういった職員さんは今は現状ではないというところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 鳥取市の場合は町の規模が違って、南部町と比較はできないんですけど、この事業を始めてから鳥取市は定住化推進Uターン相談支援窓口というのを設けて、この事業を開設、事業を始めておられます。この窓口ができてから現在までに約、成果は1,000人を超えた、1,000の方が鳥取市に移住してこられたというふうに新聞記事はありました。

それでどのような方が来られたかというのもアンケートがとってあります。これ、私は壇上で述べましたように、団塊の世代が定年になった後に自分たちの趣味を生かして移住定住するのかなと思ったら、鳥取市の場合の移住者の層というのは30代が36.4%、20代が17.6%、

この20代と30代で計54%の方が移住をされています。この団塊の世代よりこの若い方のほうが来ておられるんですね。

これはほかの町でもそういう分析をされています。12年度の移住者の実績であります、県全体では706人。鳥取市は209人。大山町は11年度2名でしたが、67人。米子市は11年度4名でしたが、61人。智頭町は9名でしたが、63人。それから11年度しか出てませんが、北栄町は、11年度は81人。伯耆町は46人。鳥取市は11年度も229人の移住者があるわけでありまして。やはりそういう相談窓口を持ったり、あるいは専門の職員を配置したりしてる、あるいは東京や大阪で定住化フェアをやったりしてやっぱり努力されてます。そのような努力がなければ、ただ単に空き家を借り上げてリフォームをして待っている中ではなかなか来ないのではないかなというふうに考えます。

確かに定住化促進事業というのがあって、県外から新たに新築、土地を買われて新築された方に固定資産税分の減免をして、それが実績として400人ぐらいですか、あります。それを定住化の実績とすれば我が町も結構な数が町外から来ているわけでありまして、少し目的がちょっと違うような気はしておりますんで、もし定住化を積極的にやろうとすれば、やはりそういう体制をつくっていかねばならないと思いますが、数字を聞かれてどういうふうにお感じになられたか御答弁していただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。この人口減少化の問題の捉え方なんですけども、大きな視点から見れば、日本の人口が今1億2,000万人、ところがヨーロッパのイタリアは、日本とほぼ同じですけど、6,000万人、イギリスはもう少し小さいですけど、これもたしか6,000万人ぐらいだと思います。フランスも1.5倍の国土を持ちながら6,000万人。ドイツは日本より、と同じぐらいですかね、8,000万人ぐらい。いわゆる人口が減ることは大きな問題ではないんじゃないかというぐあいに私どもは思っています。ただ、その中で世代が高齢化をして、日本の国土を支える人口層が減るということが一番大きな問題じゃないかなと思っております。

先ほどだったでしょうか、板井議員の御質問というか、御答弁の中にもありましたように、島根大学の先生の御講演の中に、1,000人規模の、南部町でいえば一振興協議会ぐらいのところに30代の御夫婦と子供さんを連れて入っていただく。さらに20代の男女が1組ずつ入っていけば、中の活力っていうものは失われないという御講演をいただきました。そういうところを一つの目標にしながら、南部町で定住化だとかそれから人口減少に対しての対策を練っていき

いと思います。

一番心配なのは、やはり限界集落というような広い言い方をしますけれども、南部町の世帯の、世帯人口は確かに高齢化や独居化が進んでおります。しかし20キロ圏という生活圏を見た場合に、御家族や、息子さんや娘さんが20キロ圏内の中におられて、週末には帰って一緒に御飯を食べるだとかそういう、役場が持っている台帳の中では見れないような、そういう生活実態もあるというぐあいに思います。

一番いけないのは、やはり空洞化によってその地域に対する誇りだとかそういうものが消えてしまうことが一番いけないので、この地域にいつまでも元気で過ごしていただく、また若い人に入っていただく、そういうことでこの地域の誇りというものを、活力というものを維持するための施策をやりたいと思っています。

御質問にありましたように、今数字をお聞きしまして、もう少しその内容を分析しながら南部町がおくれをとってようなことであれば、その辺はもう一度反省材料にしながら機構の改革等も含めて検討したいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 8月19日から21日の日本海新聞の出た記事をもとにまとめましたので、ぜひもう一度読んでいただきたいなと思います。

確かに空き家とか宅地の分譲というので移住者を受け入れても人口が増加に転じるわけでは決してありません。鳥取県の人口を見れば明らかに人口は減っているわけです。この南部町だけが特化して人口がふえていくというような現象は非常に起こりにくいというふうに思っています。

また、ただ、先ほど板井議員の一般質問でもありましたように、あるいは今、副町長が答えられましたように、その高齢化した地域に新たな方が転入してこられる、それが30代なり20代なり、非常に地域が活力を持ってくるといって、結局移住、定住化の一番の目的、その効率的には宅地造成をすれば瞬間的に何百人という人口がふえるわけですが、そういう中でなぜこの事業を力を入れてやるのかというと、活力を地域にもたらす事業だからだというふうに思っています。

ですからその活力をもたらす人が入ってこれるように、あるいは町長が御答弁の中でおっしゃいました地域が魅力を持つ地域で、町が魅力を持つ町ということをもっと打ち出さなければ、なかなか南部町に定住化対策をしても施策的には難しいのではないかなというふうに思っています。トータルで人口対策を町全体で考えていく、特に行政全体で考えていく。例えば企画課だけに任せておいてそれでいけるというようなものではありません。来られた方が農業をしたいというふうにおっしゃれば、農業関係の事業で新規就農総合支援事業というものもあるわけでありま

で、これはもちろん産業課の担当であります。産業課なり企画なり、あるいは振興区なりが一生懸命、一緒になって一つのモデルをつくってあげて、その中で転入してきた方を支えてあげると、そういうシステムをつくっていかなければ、外から来た方がなかなか定住をするというのは難しいと思いますし、また他町がいろんな取り組みをした中で、やっぱり地域間競争に負けるというような気がしておりますが、ぜひそういう仕組みをつくっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 陶山でございます。もうまさにおっしゃるとおりだと思います。行政がすることですので、地域の活力をどうやって導き出すのかということは一つのミッションだろうというぐあいに思っています。さらに職員の構成の中で企画課だけが頑張ってもこれ仕方ありません、これ景山議員が御質問にあったとおりでございます。各課が連携をし合いながら、税務は税の中で固定資産税の収入を考えながら、じゃあどこをどういうぐあいに減免していくことによって人を呼び込むような施策ができるのかとか、町民生活課は保育園のあり方だとかその運営の仕方だとか、放課後の学童の問題だとかそういうことで支援するいろいろな課が力を合わせながら魅力ある町をまさに提案して外に発信していくということに特化したいと思います。企画政策課長が言いましたように、かなりのアイデアが集まっておりますので、これを磨いてトータルでどんな支援をするのか、それから外から見た人が南部町はすごいな、住みやすいかもしれないというようなものが描けるような、そういうプランをぜひとも予算という形で御提案したいと思いますので、どうぞもう少しお待ちいただきたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 副町長のほうから心強いお言葉をいただきましたので、これからの事業の進捗状況に期待をして、私の一般質問は以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、11番、秦伊知郎君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） 続いて、8番、細田元教君の質問を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 8番、細田でございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今、今まで各同僚議員が少子化対策とかいろいろ質問されまして、大概方向性は見えてまいり

ましたが、6月議会に少子高齢化問題で一般質問をいたしました。6月議会は少子化対策をやる  
と、では、9月議会は高齢者対策をやるのでというもう予約をしております、今回はそれにス  
ポットを当てて臨んでいきたいと思っております。

少子化問題につきまして板井議員等いろんな方からの質問でプロジェクトチームが立ち上がる  
とお聞きしまして心強く思っております。私の6月議会で子育て支援に力を入れて、保育園を無  
料に、保育園料を無料までしていただきたい、これが今度のプロジェクトに形となって出るこ  
とを期待をいたしますので、よろしくお願いいたします。

今後の高齢者、我が町の高齢者施策でございますが、皆さん方も御存じのように、これから団  
塊世代、私たちの、が団塊世代があと10年、また20年すればすごい高齢者社会になる。この  
問題は大変であると今、今いろいろと執行部が言われたとおりでございます。これについて具  
体的な内容と資料がございまして、ちょっと説明させていただきます。こういう背景のもとで私が  
質問しました項目を答えていただければ何とかなるんじゃないだろうかと思っております。

これは平井知事が鳥取県の発の、鳥取発ね、社会保障モデルの構築に向けてというのを発表さ  
れました。これは23年だったかな、の、24年、去年の春です。これについては、我が、ちょ  
っと読ませていただきますと、我が国の65歳以上の高齢者人口は平成17年に総人口の20%  
を超え、平成22年には23%に達するなど、本格的な超高齢社会を迎えています。これを踏ま  
えて、こうした急速な高齢化、少子化の進展に伴い、高齢者を中心とした医療費の急激な増加、  
年金や介護に対する将来不安など、高齢者に関するさまざまな面で我が国は大きな課題を抱えて  
います。

そういう国の課題から、発表され、鳥取県は昭和60年ごろをピークに人口が減少する一方、  
65歳以上の高齢者人口は平成22年には15万人を超え、人口の26%に達し、全国と比較し  
て高齢化が10年先を進んでる状況であります。というのは、私たちが今後するいろんな施策  
は国を先取った、10年先の施策をやれるということなんであります。また介護保険や高齢者福  
祉などの政策は地域重視の方向に進んでおります。地域のことは地域が主体的に決める地域主権  
がこの国に求められています。鳥取県民、市町村、県は地域のことは地域が決めるという理念  
のもと、自分たちが地域のために何をすべきか、何ができるのかを考え、具体的な行動を起し  
ていくことが重要であります。今後の10年についてはこのように知事は去年の春、言ってお  
られました。

鳥取県の減少と高齢化が進む状況は厳しい状況にあります。またその傾向は今後も変わらない  
と見込まれます。ただ、忘れてならないことは、将来私たちみんなの努力で変えられるというこ

とです。人口減少や高齢化は現状のままでいけばさらに厳しくなりますが、高齢者一人一人が健康を維持し、地域の支え合い活動に積極的に参加する中長期的な対策として子育て施策を進展すること等を通じて、魅力ある鳥取県を築くことができれば、高齢社会を乗り越えることが可能だと信じています。また医療、介護サービスや生活支援サービスの充実に加え、地域住民が高齢者、障がい者等を地域で支える輪に加わる支えの中で鳥取から持続可能な社会保障モデルの構築を目指していきたいと思っています。というのは、知事の考えでありまして、福祉の政策の考えであります。何か今、先取りしてるような知事、県は、知事は言っております。

この裏づけとなるような資料ですが、県は高齢者の人口は15万4,000と、高齢化率は26.3と、パーセントで、全国と15%に高いんです。また介護サービスの利用状況でもサービス全体では全国で6番目に鳥取県は高いそうです。この背景は何があるかということ、高齢者夫婦世帯、単身高齢者世帯の増加、景気の低迷や賃金の低下に伴う共働き世帯の増加等による家族介護が低下していることが影響してると考えていますと、具体的なことが言っておられます。

具体的に言いますと、これは前にも言いましたと思いますけども、鳥取県の人口が2035年、今から20年後ですが、15%減少すると。山間部の町村は3割以上減少する見込みとされております。2010年から35年の人口減少率ですが、我が南部町では18.6%減るそうです。減る率が少ないのは日吉津の12.9%と湯梨浜町の10.8%なんです。これは何でか、皆さん方も御存じのように日吉津は何か少しずつ人口ふえています、湯梨浜町は昔の羽合町なんですけど、少子化対策にすごく力入れたとこなんです。保育園に対して子供、子育てについてすごく力を入れたらやっぱ人口の減少はとまっております。今、執行部が言っておりましたプロジェクトチームを立ち上げてこういうことをされれば、やっぱり人口の減少は減るんだな、そういう実証はされております。

高齢者人口の推移なんですけど、我が南部町では2010年、これはちょうど国勢調査があったときですね、1,909人おりました、それを100%とするときには2020年、あ、ちょうどオリンピックがあるとき、このオリンピックのときが境目なんです。今から、今度から7年後、このころから高齢者人口が、2010年に100%としたらば、2020年にはね、101.7、1.7%、75歳以上の高齢者が、後期高齢者がふえます。それからまた5年後の2025年には13.1%ふえるんです。それが30年になれば17.4%、ここがピークになって、それから下がるんですね。11.4%、7.6%ぐらい下がっちゃう、そこから下がってくると。それまでは後期高齢者の人口がふえ続けるという実態が県の調査でわかっております。

その中で今の高齢者、在宅高齢者が施設入所を希望する場合の理由、これも調べてまいりまし



た。その在宅高齢者が施設入所を希望する場合の理由としては、専門的な介護や世話が受けられるということが一つ、家族の負担が軽減されるというようなこと、医療的な対応を受けられる、24時間介護等を受けられる等が理由が書かれております。こうした条件が整備されれば、在宅で生活し続けられる可能性が高まると考えられますと。これが僕はキーワードだないかなと思っております。

それで独居の高齢者等に調査いたしましたら、今後も住みなれた地域で暮らしたいですか、お聞きしましたら、92%の方が住み続けたいということをおっしゃっております。そうすると要介護状態になった場合、介護サービスはどこで受けるか、40.5%の方が自宅でサービスを受けながら最後まで暮らし続けたいとおっしゃられます。こういう背景のもとで今後の私の質問についてお答えしていただきたいと思っております。

我が鳥取県で一番大変なのは、今までのこの議会の質問とか質疑等で聞きましたが、賃金、年金がね、全国平均よりやっぱり低いんです。鳥取県の平均年金受給額は全国平均より鳥取県低いんですね。全国47都道府県の中で最後、26番目なんです、8万4,165円。一番高いのは神奈川県で10万何ぼ、一番低いのは青森県の7万なんですけど、このように鳥取県の年金受給者もやっぱり低い。それと平均賃金も全国平均よりも鳥取県は低いんです。全国平均が現金の給与総額で31万5,000円が平均だそうです。鳥取県は47都道府県の中で36番目、26万8,000円、こういう状態でやっぱり女性のね、就業率が鳥取県の場合、高い。全国で6番目です、49.9%。こういうような背景があって高齢者がどんどんふえると、これをどのように支えていくということが大きな今後の南部町の問題でございます、課題です。

その中でもう一つ、施設の整備ということがありました。新たな住まいの検討。高齢者の住まいは特別養護老人ホーム、老健施設とグループホームとか、またサービス高齢者つき住宅とかありますが、新たな住まいの検討ということで、高齢者など地域の要援護者に介護保険施設、病院以外の選択肢を提案する観点から、地域における要援護者の住まいを検討してはどうかというまでの提案がなされておりました。今そのような背景を言いました中で、私の質問に対して答えられるんじゃないかな思っております。今後いつまで地域で生活できる、施策はどのように考えておられるのか。まだ元気な高齢者に対してはどのような政策をされるのか、また今後の高齢者の住まいについての政策をどのように考えておられるのかということをお聞きいたしまして、壇上での質問は終わりました、あと再質問をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えしてまいります。

1番はいつまでも地域で生活できる施策、2番は元気な高齢者に対する施策、内容が関連しておりますので、この1番、2番あわせて答弁をいたします。

平成25年の3月現在で国が示す推計人口によりますと、いわゆる団塊の世代が75歳到達のピークになると言われている2025年には南部町の人口は9,665人、65歳以上の人口は3,728人となり、高齢化率は38.57%という数字が出ております。そのうち75歳以上の人口は2,228人となる見込みで、全体の23.05%となり、人口の約4人に1人が75歳以上ということになります。

このような超高齢社会へ向けての対応についての御質問でございますが、まず介護保険サービスに係る基盤整備として、南部箕蚊屋広域連合における第5期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業であります定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定候補事業者の公募を行い、現在は事業者の選定が行われているところであります。このサービスは、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うもので、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支える上で大変重要なものだと考えます。また地域包括支援センターにおきましては、昨年度から準備しておりました地域ケア会議を10月から本格的にスタートすることになりました。この会議は、個別具体的な利用者の多様なニーズに対し保健・医療・福祉など多職種による専門チームにより、個人の自立支援だけでなく、地域課題の把握を行うことで、既存事業の見直しや新規事業の検討を進め、地域包括ケアシステムを構築してまいります。

今後大きく変動することになる介護保険サービスにおける要支援者のサービスについては、2015年度をめぐりに市町村が行う地域支援事業に移行するという国の動向につきましては、皆様も御存じのとおりでございます。そこでこの平成8年度より行っておりますあいのわ銀行をこのような社会の現状に合ったサービス内容に変更し、利用会員も協力会員ももっと身近にサービスの利用や協力ができるような制度になるように検討しておりまして、今月末にはあいのわ銀行運営協議会の開催を予定しております。

御質問にありますように、元気な高齢者の方々があいのわ銀行の協力会員として力を発揮していただくことは制度改正の大きな支えになることだと考えております。また老人クラブ、地域振興協議会、ボランティア団体など、多岐にわたるボランティア活動を積極的に行っていただくことで、地域の支え合い活動が活性化されるだけでなく、身体機能の低下や認知症予防といった介護予防にも通ずるものがあると期待しております。このようなフォーマルなサービスと地域の支え合いによるインフォーマルなサービスを組み合わせ、医療や介護が必要になっても住みなれ

た地域でいつまでも生活できるような体制整備を今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問、今後の高齢者の住まいについての施策にお答えします。

先ほどお答えしましたが、2025年には4人に1人が75歳以上の高齢者となります。一人で暮らせなくなった高齢者を支えるのは特別養護老人ホームですが、待機者は全国で約42万人おられます。ゆうらくは本年7月末で84人でございます。

問題解決策として、国は一人で暮らせなくなった高齢者の新たな受け皿としたサービスつき高齢者向け住宅を整備する計画を立てました。2020年までに60万戸をつくる予定としております。現在10万戸が建設されています。このサービスつき高齢者住宅とは、住宅の設計や構造に関する基準、入居者へのサービスに関する基準、契約内容に関する基準のそれぞれ一定の要件を満たし、都道府県に登録された住宅ですが、詳細は担当課長から説明を行います。

国が進める政策ですが、問題点もあるようでございます。米子市の場合、現在688戸のサービスつき高齢者向け住宅がございます。そのうち約150戸から200戸が米子市以外の方が入居され、介護保険を利用されているそうです。これにより、単年度で2億円から3億円の給付がふえて、5期介護保険計画期間では約10億円の増となる見込みで困った状況にあると聞いております。

このサービスつき高齢者向け住宅は大都会では入居費用が高く、都心から離れた入居費用の安い地方に紹介されて入居される場合もあるようです。南部箕蚊屋広域連合管内の所得段階別被保険者の状況は、第1段階の生活保護から第4段階の本人非課税の方は、平成24年度末で約67%おられます。サービスつき高齢者向け住宅があっても入居費用が支払える能力の方は少ないと言えます。また南部町では大多数の方は持ち家の方で、自分の家を離れて暮らすことを望まれないと思われませんが、望んでもそのとおりにならない事情のお方もあると思われしますので、国の進めるサービスつき高齢者向け住宅施策も問題点を整理しながら視野に入れる必要があります。

南部町においては、まず住みなれた地域でいつまでも住み続けるために、住宅でも安心して、もとい、在宅でも安心して介護サービスや医療サービスが受けられる体制整備が必要です。まずは24時間対応定期巡回・随時対応型の訪問介護看護や東西町で始まったコミュニティーホーム事業を定着させ、成功事例をつくりたいと思います。その成功事例を身近な例として、それぞれの地域振興協議会の地域に二、三カ所のコミュニティー本部ができれば、多くの課題が解決できるものと期待をしております。このように進めてくれば、つまるところ、いかに地域包括ケア体制を構築するのかということにかかってくると思います。高齢者の住まいの問題は地域包括ケア体制を構築する中で重要課題と位置づけて、必要ならばサービスつき高齢者住宅の建設も視野に

入れる必要があると思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほどの町長の答弁で、詳細については課長のほうからということでしたので、サービス向け高齢者住宅の基準について詳細な説明をさせていただきます。

設備に関しては各専用部の面積が原則25平米以上であること、各部の専用部に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであり、バリアフリー構造が必要となっています。サービス面では安否確認と生活相談サービスが必須となっています。契約に関しては専用部分が明示された契約を書面によって締結することが求められています。さらに契約は長期入院など理由に事業者からの一方的な解約などを防ぐ内容になっていなければなりません。また受領できる金銭は敷金、家賃、サービスの対価のみとなっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今の答弁お聞きしまして、やっぱり超高齢社会を守るためには地域包括ケアシステムの構築しかないと。これは社会保障国民会議の結論として、介護部分ですね、これは今後は地域包括ケアシステムの整備を促進する、推進するとはっきりうたっております。これの一番もとは、旧御調町の山口先生がこれを唱えられまして、介護保険始まって11年か、たって、やっと日の目を出した施策でございますが、この地域包括ケアシステム、これはただ、もう一度、これについての詳しい、我が町がどのようにして地域包括ケアシステムを構築されるのか、これからだと思いますけど、どのように持っていくつもりであるかお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 南部町といたしましては、南部地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催をして、それぞれの医療機関、介護サービス事業者、社会福祉協議会それぞれをつなげていき、地域の課題を解決していく、どんな問題があるかということそれぞれの問題的な立場から答えを導き、密なつなぎ方になっていけばいいのかということで、今第1回の地域ケア会議を開催し、10月に2回目を開催する予定で、なかなか方向性というのは見えないんですけども、それぞれの関係者が自分たちのできるサービス、役割を認識していただくことからまず始めていくというところが、今やっている作業でございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ぜひともこれは成功させていただきたいと思います。今後の、私たち南部町の超高齢社会を迎えるに、地域包括ケアシステム、こういうのが一番大事でございま

す。一つのモデルとして、東西町がコミュニティーホームを立ち上げてまして、ボランティアで今、活動しております。今、登録が七、八名で毎、月、水、金だったと思いますが、三、四人が利用しておられます。地域の人が畑でとれた野菜等を持っていかれたりして、順々にうまく今いっているようでございますが、何分、これはボランティアでございますので、これがこのまま続くのか、我が町にあいのお銀行というのがあるのに、これが利用できないのか、いろいろ今、検討してもらっていますが、これができない、なかなかマッチングできない理由は何でしょうね。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） あいのお銀行と東西町のコミュニティーホーム事業がマッチングできないということではなく、平成8年にスタートとしたあいのお銀行が、少し介護サービス事業が始まったり、道路運送法の関係で有償運送ができなくなったというところで、あいのお銀行がちょっと停滞ぎみだったというところもございます。

あともう一つは、社会福祉協議会のほうで、コーディネートをしておりましたが、伯耆の国を設立したときに、介護事業部門がそちらのほうに移管して情報が入りにくくなったということがありまして、コーディネーションがしにくくなっていくところも問題として上げられておりました。今、これらの問題を、このたび、今年度をかけて課題を検討いたしまして、再度、構築していくというようなことを考えておりますので、今、東西町のコミュニティーホームに関してできるだけ適用できるような格好、あるいはもっと使いやすいような格好に再構築をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これからこういう高齢者を地域で見守る、また守るためには東西町がしておりますふれあいホーム、これらを中心とした政策が物すごい大事になってこようと思っておりますが、今の町長の答弁では振興区に2つか3つつくりたいなっていうことを言われましたけれども、具体的にそういう計画というか、希望というところはございますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今すぐどうこうということではございませんけれども、やっぱり東西町の場合もこの立ち上げまでに相当時間がかかりました。運営をどのようにやっていくのかということで、一度は頓挫しかけたというようなこともございました。そんなに簡単にできることではない。やっぱり成功事例というのを一つ私は持ちたいと思っております。東西町でもできたなら自分とこでもできるのではないかと、こういうことで広げていきたいというふうに考えております。

それから、地域包括ケア体制、システムということなんですけれども、やっぱり個人の尊厳の保持、地域包括ケア体制の構築、そして介護予防の推進、それから認知症予防支援策の充実というようなことに分けております。それぞれの分野がそれぞれの目標を持って取り組むことによって、何があっても何が起きても、そしてまた深夜でも早朝でもいつでも、包括的に支援ができる、そういう体制構築を目指しているわけです。これは、山口先生のようなすぐれた先生でもなかなか言い出してから理解がつくまで20年、30年かかったわけですし、しかし、必ずそのようにしていかなと、例えば1週間で2回、デイサービスに通っていて、あとは自分のとこで何とかやってくださいということでは、包括的にならないわけでありまして。土曜、日曜やデイサービスに行かないときはどうなのかと。そういうことを考えてみますと、今まではちょっとサービスが十分であったということにはいかないのか、介護保険サービスを使えば費用もかかります。そういうことを総合的に考えて、官と民、公共サービスとそうでないサービス、さまざまなものを組み合わせてボランティア活動や有償ボランティアもあると思います。さまざまなことを組み合わせて包括的に高齢社会を支えていこうと。自分も支えるけれども、支えられるというようなそういう関係ですね、そういう理念で進めております。

今、詳しいことは、ここに南部町の地域包括ケアのイメージ図というのを持っておりまして、話せば幾らでも話しますけれども、大きく言って先ほど言った4つの個人の尊厳の保持、地域包括ケア体制の構築、そして介護予防の推進、認知症支援策の充実、この4つについてそれぞれの課題を掲げて、それらが解決していくためにより連携をとって体制をつくっていかうと、こういうことで進めております。

その第1弾として、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この10月から地域ケア会議を本格的に立ち上げてやっていこうと、こういうことでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 読んで字のごとく、地域包括ケアシステム、これには今4つって言われましたけど、まだまだいろんなものがあります。けども、まだまだいろんなものもあるんだけど、地域にはまだまだいろんな資源がある。この資源をいかに活用してその地域を守るか。私はそういうコーディネーター役、人材が必要だと思う。その構築が必要だと思いますけども、10年先を行ってる鳥取県とまたこの南部町が、このふれあいホームをつくったぐらいの南部町でありますので、その人材をつくる仕掛けはどのように考えておられるかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。人材育成は、これはなかなか簡単にはいかないわけでありまして。非常に難しい課題でありますけれども、当面、南部箕蚊屋広域連合ではケアマネジャー、介護支援専門員ですね、こういう専門員のレベルを上げるというようなことで取り組んでおります。

先般も、これは非常にすぐれた研修がなされておりましてちょっと紹介しておきたいと思っております。これは北栄町の地域包括支援センターの先生をお招きして北栄町の状況を研修なさったわけでありまして。

例えば転倒したということでありまして。転倒もいろいろな転倒のケースがある。階段を踏み外した、歩こうとしたら足がもつれたとか、猫が急に飛び出したのでのけぞって転倒したとか、いろいろあるわけですけど、例えば猫が急に飛び出してのけぞって転倒したというのは、バランス障がいを疑う。これは脳卒中の可能性はあるのではないかと、パーキンソンになっているのではないかと、こういうところまで頭を働かせるわけでありまして。例えば明け方、トイレに行こうとしたら足に力が入らなくて転倒したというようなものもあります。これは睡眠薬の服用をしている。不眠から活動性の低下、下肢筋力の低下、これは下肢筋力は低栄養で低下したのではないかと、ここまで転倒一つとってもきちっと分析すれば有効な処方箋が見えてくるということでございます。初めてそこで目標ができる。

例えば予防予測の視点ということで、1年後の目標達成に向かって、時系列に達成できる目標をイメージするということでもあります。例えば3カ月後には妹と一緒に近くの店に買い物に行く、6カ月後には週1回ゆっくり歩いて15分先のスーパーマーケットまでひとりで出かけて好きなものを買ってくる。1年後にはひとりで俳句教室に通うと、こういう具体的な、まず転倒の原因を探して、それでその人の具体的な自立に向けた目標を定め、こういうお一人お一人に作業をずっとなさっているわけです。

例えばその中で、Aさんはお風呂の掃除ができないのでヘルパーを利用すると。これをケアマネジャーが希望どおりに掃除はヘルパーが代行するというぐあいにしてしまいますと、これは3カ月後には一部解除から全解除になってしまうというようなことになるわけでありまして、ここはやっぱり自立支援型のケアプランをつくっていきこうというようなことで、例えばお風呂の掃除ができないからヘルパーを利用すると、他の掃除は動作自体はできるがヘルパーがしてくれるからお願いしているという状況、これをヘルパーとともに、できないお風呂掃除のやり方を工夫する、他の掃除は時間がかかっても自分でするということで、自立のための支援をケアマネジャーがケア

プランで書いていくと、そのために必要なサービスをきちんと届けていくと、こういうことをやっておられます。

そして、自立支援型ケアマネジメントというようなことに向けた地域ケア会議を実践しておられると、こういう本当に私は、目からうろこが落ちるぐらいびっくりしたんですけれども、本当に立派な取り組みをなさっておられます。

このような例を紹介しましたがけれども、こういう研修をしっかりと積んでいただいて、御本人にとって一番いい形のケアのサービスの提供の仕方、これはやっぱり自立支援という基本に立ち返ってやっていく、そういうことを結局理解をするケアマネジャーであり、コーディネーターであり、事業者であるというようなことをイメージするわけです。

したがって、そういう、これは北栄町の場合ですけれども、全国的にはすぐれた例はたくさんありますので、そういうところの先生方をお招きして学んだり、視察に行ったり、時間はかかりますけれども、理念をしっかりと持って、そして自立支援型の地域ケア会議というようなものを実践していきたいなというように思っております。ちょっと答えにならんかったかもわかりませんが、人材育成は本当に一番難しいわけでありまして。そういうことでございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、町長が一番いい例を出されました。地域ケア会議、鳥取県で一番進んでいるのは北栄町です。北栄町の場合、これは1年間をかけて厚労省の総務課長でられました東内さんが来て指導されました。この東内さんという人は、和光市の福祉保健部長だったかな、和光市が一番先進地でございます。そこから全国に今、そのシステムが広がっております。地域ケア会議、米子市も、これに倣ってこれをやるというふうに、方向に、今、動いております。

地域ケア会議、北栄町のように倣ってするならば、そのように頑張りたいと思いますが、やっぱり1人、そのような核になるような人をつくっていただきたい。私もこの間、先進地に、熊本県の山鹿市に行って参りました。そこの福祉課長さん、佐藤アキさんという方でしたが、有名な方でして、カリスマ性のある方でして、山鹿市にあります小規模多機能の事業所をその地域の老人会とか自治会がNPO法人つくってもらって、その地域でそこで全部今みたいな地域包括ケアみたいなことをやっておられました。それが6カ所から7カ所ありましたね。それが、あら、おもしろい取り組みやってるなっちったら、その佐藤さんが、困ったら県に言って、県で対応すると。市で対応できだったら県に言って対応して、それを地域を自分たちで守ってる。ほんに80歳ぐらいのおばあさんが婦人会の会長さんがNPO法人の代表でして、私が代



表です、私の、ここへ全部お友達皆さん来てます、若いお母さんも来ておられました。料理つくっておられました。学校から帰ったら、その子供さんがそこに、お年寄りと一緒に生活しておられました。私たちの地域は私たちがこうしてやっています。NPO法人でつくっておられましたが、そのような、やっぱりそういうカリスマ性のある職員1人でもいいからつくるように努力していただきたいと思えますけども、何とかならんでしょうかね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。カリスマもいきなりできるのではなくて、やっぱり日々の精進、努力の中でカリスマになっていくのではないかというように思うわけです。

南部町では、今、先ほど申し上げた包括ケアシステムの概念図などつくって来ております。本当に優秀な保健師が多数おります。あとは、こんなに立派なもんができるわけですから、具体的にこれをうまく動かしていけばいいわけでありまして、なかなかその辺がうまくいかないところではないかと。実際の理念などは、もう十分頭に入っているというように思えますので、そういうことを進めていく上で障がいになっているようなことについて、どこどこ連携がとれないとか、そういうようなことについて、私どもアドバイスしたり、助言をしたり、あるいは手助けをしたりして、やっぱり保健師さんを中心にやっていくということが一つ中心にあります。

それと、この包括ケア体制を構築していくには、お医者さんの協力がとにかく絶対に必要であります。御理解がないといけんということでございまして、例えば深夜に訪問介護に行きたら、お亡くなりになっておったというようなことがあるとします。そうしますと大騒ぎになりますよね。独居高齢者の場合だったら、検視というようなことがあります。それから、ドクターが死亡診断書書かんといけんわけですよね。したがって、このかかりつけ医というものの協力がとにかく必要だし、それから、そういう自然に亡くなったことを余り大げさに考えずに、普通のことだと、在宅で最期が迎えられてよかったねというような文化というものがないといけない。伯耆の国では、そういう場面に遭遇して、これは日中だったわけですけども、流産してしまったヘルパーがおります。そういう、まだまだ到達できない文化なんですけれども、そういうことも地域の皆さんや、あるいは御家族の皆さん方がみんなの見守る中で了解していかなければいけない文化ではないかなというように思うわけですね。

そういうぐあいに考えますと、ドクターが、例えば、いや、あれは私のかかりつけの患者さんで、そろそろお迎えの時期が来ておりましたよというようなことをちゃんと言っただけならば、それで終わるわけです。そういう体制をつくっていくには、結局、ドクターの協力が絶対必要です。ドクターの協力をどのように得ていくのかということなどで、保健師も随分頭を悩ませる、

そこの辺が大きな壁になってくるという現実があるわけです。今、そういうドクターのOBのお方などを、何とか御協力をいただいてその中核に座っていただいて、南部町地域のドクターや、あるいは周辺の先生方の御協力をいただくような仕掛けができないのかということで進めております。カリスマもやっぱり権限がないとカリスマになれんという部分もあるので、やっぱりそういう先生などの後ろ盾をいただきながら、仕事をする中でカリスマになっていただきたいということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） このシステム、この政策を成功する鍵はやっぱり医療なんです。バックに医療があるという安心があれば、大概のことは進むんですけど、それについては町長の今の構想の中にありますので、ぜひともしていただきたい。

今、過去、同僚議員の質問の中で少子化または定住対策、人口増加でプロジェクトを立ち上げた。いろんな、企画課だなしに横断的にやるという話がありました。これも、国はこの高齢者施策、特に認知症なんですけども、やっています。国がやとったらわしやちも悪いんだないかと。これは、国が11省庁を連携しております。内閣府が音頭とってますが、各省庁の高齢者施策を調整しています。警察庁、交番での見守り活動、運転免許証のときの認知症機能の検査。金融庁、銀行の振り込め詐欺対策。消費者庁、悪徳商法対策。総務省、郵便局の振り込め詐欺対策、自衛隊のまちづくり支援。法務省、財産管理や生活支援を行う成年後見制度の運用。文科省、学校などの認知症教育。厚生労働省、認知症医療、介護。農水省、買い物が困難な人の高齢者への対応、支援。国交省、認知症の人も利用しやすい公共交通の機関の整備。このように、国も省庁を挙げて連携してるんです。なら、我が町はどうなのか。これ、健康福祉課ばかりに任せてるんですか。企画課長、おたくのドン野川統轄監があいのわ銀行、おまえやれと言われたんと違いますか。それを契機にして、企画課はどのように考えておられるかお聞きしたい。行くって言っとったですが。

○議長（青砥日出夫君） 企画課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画課長でございます。野川統轄監のお話をさせていただいてありがとうございます。

ただ、私個人が考えますには、やはり少子化対策と、それから高齢化対策、何か少し違うのかなというふうな思いも持っております。今おっしゃられたように、そのメンバーの中にやはり警察の方が入られたりだとか、地域ケア、そんなこともあると思いますので、どこまでを、例えばそのプロジェクトの今あるプロジェクトの中でやるのかどうかとしたときにも、余りその範囲を

広げ過ぎると、少子化対策についての検討もちょっと浅く広く薄くなっちゃうというようなことも考えられるとも思います。

ただ、議員おっしゃられたように、健康福祉課だけではなくて、私が答えていいのかわかりませんが、県でいくと統轄監の組織もございます、組織の中に横串を刺す位置づけでございますので、企画政策課も南部町の課の条例にもありますように、横断的連絡調整をするという事項も事務文書にもございますので、そのあたり必要に応じてプロジェクトがいいのかどうか、健康福祉課さんともちょっと相談して進めていきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 済みません、急に振りましたけども、この高齢者施策も企画の一環だと思います。南部町の高齢者を守るためにも、これは下は東西町、何も田んぼもない農業もない、集まった団地から、この奥の中山間地域、山があり田んぼがあり、そこに高齢者の人が1人、我が家を守る一点でおられる。そのような中には、もちろん土木、経済産業課、経済課、全部絡まるんです。それらのやっぱり健康福祉課だけで任せてじゃなしに、そのような連携も私は必要だと思う。なら、ぼっと振りますけど、教育長、認知症体制の子供さんの理解とか、そのような教育はシステムはありますか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。認知症を学習をする機会ということでございますでしょうか。今現在、学校のほうでそういうことを意識をしてやっているというようには承知をいたしておりません。

○議員（8番 細田 元教君） えっ、おりません。

○議長（青砥日出夫君） 余り横にそれないようにしてください。

細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 現実には、今しておりませんが、この国のほうではそのように動いておりますので、ぜひともこれにもそういうカリキュラムとか、一つぐらいあってもよからうじゃないか。だって、郵便局の郵便のおじさんが配達しながら地域を見守っとるんでしょ、今。郵政省はそのように指示出したんでしょ。一緒のことでしょう。ならば、我が町の我が課の中でも、それぞれそういう意識を持てばできるんじゃないですか。これは、福祉課だから知らないんじゃないと思う。少子化対策も、今、秦議員とか板井議員がいっぱい言ったことも、みんなの課が協力してたらある程度いろんな知恵が湧くんじゃないです。地域はそういうの固まりですよ。それをきちっとできるのは包括ケアと違います。私はそれをしていただきたいと思います。

ぜひともこれは、先進的な事例がたくさんありますけれども、そのような我が担当課じゃない。国のほうも認知症だけど、11の省庁が連携しやっこしてる。ほんなら、我が町のちっちゃな町の各課はそのような連携は一つぐらいあってもいいんじゃないかなと私は思いますけども、町長いかがかな。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。お話を聞いてて、全くもっともなことだろうと思います。

まず、その視点なんですけれども、先ほど言いましたように2025年、団塊の世代が全てが75歳を迎える、ここは一つのキーだと思います。この準備を行政はどうするのかということ、ちょっと角度を変えればそういうことになるんじゃないかと思えます。3,700名の方が今、この町で暮らして、この方たちが2025年、75歳を迎える。そのときにどう元気を維持するのかだとか、それから、その人たちの住居、先ほどから出てましたサ高住ですね、サ高住をどうするのか、これは建設課がするかもしれません。それから、健康については私は今、スポnetなんぶ、きのうも話が出てましたけど、これなども今の60から65歳前後の皆様が、今日覚められれば、75歳のその姿は明らかに違ってくると思えます。立派なプールもありますし運動施設もあるわけでございまして、そういうことをトータルに活用する。

私は病院にいましたときに、OT、作業療法士なんですけれども、これが巡回バスで会見地区から何とか1人で病院まで通っていただきたいということで、トレーニングのメニューをつくっている姿がありました。結局、1人で買い物に行って、1人で病院に行くということができれば、暮らしの質は落ちないわけですね。それが、先ほども出てたように、大きなサービスをどんどん受ければ受けるほど自分の生活の質が落ちていくと。こういう姿というのは21世紀型の介護ではないだろうなというぐあいに思えます。そういう2025年を見据えた行政のあり方も含めて、先ほど言われましたような横串を通すような政策としてまた検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今、副町長が言われたとおりでございまして、本当にこれは2025年、始まりは2020年のオリンピックの年からなんです。そこから、どうもたっただと云っちゃいますので、この7年のうちにそういうことをきちっとしたことを進めていただきたいと思えます。

それと、今、最初に説明した、背景を説明しましたが、我が町がやっぱりちょっと低所得者が

多い。誰かの質問のときに、税務課長が低所得者が50%、国保の関係で、その中で50%の人が軽減世帯だ、国保でと言われましたが、そのような関係の中でそういう人やちを、ほんならば要介護状態になって、これもう地域は大変だ、どうするだ、今、お金がある人はそういう米子市にたくさんきてるサ高住、サービス高齢者住宅、有料老人ホームに行かれる人は行っていいんですよ、どんどん。だけでも、国民年金だけ、または農業者年金だけの人、この人やちをどうするか。我が町では、ほんならどうしようか、考えないけんときもあろうと思いますけども、サ高住つくるのはいいですよ。つくっていただきたいけど、あれでも最低でも十五、六万、十七、八万かかります。そのような人がおられるだろうか。私は、国民年金で堂々とそのようなことができるような政策、またサ高住をつくっていただきたいと思いますが、町長、これは大きな施策だと思いますけど、いかがでしょうな。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。低所得の方が多いということでございますが、低所得なのでサービスつきの高齢者住宅に入れんというような実態もあるだろうというふうに思うわけです。そういう場合には家賃補助だとか、そういうことも検討していかんといけんというふうに思っております。

もうしばらくすると、徐々に正規な年金受給者の方の退職者がふえてくるので、そんなに見劣りするようなことにはならんのではないかと。それとプラス、これだけの114平方キロもある資産ありますし、それから農地もたくさんあるというようなことから、総合的に言ったら、はるかに生活空間としては豊かだというように思います。加えて、都市とは違って何やるにしても全てお金ですけれども、田舎暮らしであれば自分でつくった野菜も食べられますし、それから、話し相手だとか、さまざまな地域資源というものに非常に恵まれているわけですから、私は暮らしの実態、生活空間としてはもう都会よりもはるかにこっちのほうが有利だと思っております。単純に年金所得の多寡でレベルが低いの高いのちゅうことにはならないのではないかと思っております。

そういうことで、何とか高齢者が皆さんがよかったわと、この町で生まれて、そして老いて死んでいくという一つの人生のサイクルを誇りを持ってこの町で過ごしていただけるように、いろんな施策で頑張っ支えていかなければいけん、このように思っております。そのことがそのまままちづくりだし、包括ケアシステムの構築はそういうことを目指していることだろうというように思っております、スタートに着いたばかりなんですけれども、具体的に展開していきたいというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） もうそろそろ時間ありませんのでまとめたいと思いますが、高齢者が住みよい町は若者も住みよいのです。若者が住みよい町は高齢者がちょっと違和感があるという話は聞いたことがあります。これらもちょっと考えられて、だから矢吹課長に振っちゃったんですけれども、そういうこともあろうと思います。ぜひともそれを言っていただきたいし、また今、年金だけで云々ってありました。確かに私やちの地域には田畑があります。それで、我が町で1人、私記憶があるんですけど、リバースモーゲージ制度を使ってやっている方が1人おられるって聞いたんですけども、健康福祉課長、これ、本当かな。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。リバースモーゲージ制度の利用につきまして、生活保護を受給しておられる方がリバースモーゲージを使って生活保護から、何ていいますか、一般の貸し付けで生活をされるような、それを利用をしている方は1件ございました。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そのように、このリバースモーゲージ制度というのは、東京とか大阪とか、そういう資産価値があるところでは利用できるんですけど、この我が町にも緑豊かな田がある、山もある、家もあるけど、それが担保価値になるかどうかは別としてでも、そんなのを活用しながらでも、低年金でも活用できる、これは総合的な考えですけども、しているような施策、地域包括ケアシステムをやっぴりそういう下地というか資源を町にある資源を全部活用できるような活用の仕方というか、そんなのをもうちょっと勉強していただいてやっていただきたいと思いますけども、町長、こんな考えはいかがでしょうね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。全く私もそのように思います。リバースモーゲージもこの包括ケアの中で当然掲げて活用するという中で、高齢者のさまざまな尊厳の保持だとか、介護予防の推進だとか、いろんなことに活用していくということでありまして、全くそういう意味では同感でございます。

いずれにいたしましても、これはもう本当にまちづくりに深くかかわっている一番根幹の部分だというように思います。みんなが安心して、この南部町に住み続けることができる、そしてまた、よかったなと言っていただけのようにせんといけんというのが私の一つの大きな使命でありまして、そのためにはどのように進めたらよいのか、従来、個別にいろんなことをやってきましたけれども、今、そういうさまざまな取り組みの一定の到達点として新たに地域包括ケアシステ

ムというものを御提案できる、そういう水準に至ったのではないかというように思うわけです。

連合が行っている介護保険事業の中で、伯耆の国のほうが24時間の訪問看護、介護の事業者として名乗りを上げていただきました。決してこの収益事業といっても黒字になるような見込みではないわけでありまして、社会福祉法人の使命として切り開いていこうと、こういう新しい分野を自分たちでやっぱり担っていこうという崇高な使命を持って取り組んでいただくことになったわけでありまして、私は非常に、そういう意味で事業者としてはすぐれた事業者であろうと。それを、しっかりまた支えていくだけのバックアップ体制というものもつくっていかなければいけん、そのために個別にやっておいてもいけんの、包括的にやるという、堂々めぐりになるわけですが、そういうぐあいにならぬように、少しずつ円をらせんを描いて上に上っていくような南部町の町全体のレベルが上がっていくような、そういうイメージを描きながら施策を講じて取り組んでまいりたいとこのように思っておりますので、何かとまた御指導もよろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 町長に御指導なんておこがましい話ですけども、地域ケア会議も充実されまして、すばらしい地域包括ケアシステムができ、今後、国が進めようとしております要支援者が地域支援事業になって、町が行うようになったときでも対応ができるように、今からきちっとした準備をしていただきまして、またそこにはバックアップとして医療ができる、医療が、それが西伯病院が後ろからバックアップするというようなきちっとしたシステムをつくっていただきまして、希望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、8番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。これにて質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

8月20日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書の表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書のとおり、各委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

ここで休憩をいたします。再開は3時15分。

午後3時00分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

---

#### 日程第5 議案に対する質疑

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

6日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて、質疑を行います。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いをいたします。

議案第57号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。  
13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の57号でしたね。57号の町一般会計の決算の認定についてです。聞きたいことが3つあります。

第1点は、先に言い忘れたらいけないので、監査の資料が出ていました。そのことについて、監査の意見について町長がどう受けとめ、どう考えているかということをお聞きするのが1点目です。監査の審査意見が出ております。4ページから5ページにかけて審査意見が出ています。これ、全部について聞きたいのですが、とりわけ聞きたい点が2つありました。

1点は、（8）番の福祉事業の協働・共助の観点からというところで、世代間の交流と事業の効率化の点から、児童館と児童クラブ及び老人館との連携など、従来の事業区分を越えた連携を行うことが検討されたいと。これっていいなというところで、監査から意見が上がっていることについて、町長、これについてどのように考えているか。

もう一点のところは、番号の12番です。社会福祉法人伯耆の国への土地売却について、一部住民からこの施設を無効とするよう、住民監査請求が提出された。このことは、この施策についての理解と説明が十分ではなかったものと判断される。今後については、住民監査請求などの異議を招くことのないよう、住民との信頼関係の強化に一層尽力されたいと、こういう意見が上が



っているんですけども、それについてどのように考えているかというのが1つ。

あと予算のところから2点あります。1つは、地域振興協議会の費用の中に出ております……（「何ページ」と呼ぶ者あり）どれで言ったらいいでしょうか、この決算資料でもいいでしょうか。決算の事業報告書でやらせていただいてもいいでしょうか。（「事業報告書だな」と呼ぶ者あり）はい。事業報告書の76、77ページ、75ページに地域振興協議会の交付金の事業が掲げられています。その中で、私が聞きたいのは、あとの詳しいことは委員会で聞けるのですが、この費用の本年度決算額の5,303万の中にきのうの一般質問の中でもあったのですが、このうちの約半数の金額が集落支援員の人件費ということなんです。この議会の中でも何回も明らかにされたように、集落支援員というのは全額特別交付税措置をされているという金額なんですよ。であれば、この位置づけが委員会でも、この春、担当課の方にお聞きしてきたのですけれども、集落支援員が全額特別交付税で集落支援員として位置づけられてるとするのは、これは町の事業になるのか、振興協議会の事業なのか。私は、町に全額特別交付税として、集落支援員としてくる以上は、委嘱しようがどういう形になろうが、町が集落を把握することについて掌握しておくのが本来の姿ではないかと思うんですよ。そういう立場から、この集落支援員のしている内容について、例えばそこでは特別交付税が来ることによってすること決まっているわけですね。それに付随した仕事もあるんですけども、少なくとも集落を回って、集落にどんな課題があるのかということをつかむということになっていますから、当然、そのことを交付税が来ているのですから町がつかんでおかなければならないと思うのです。これをどのように把握しているのか、そういうものが出せるかということですね。それと、基本的に集落支援員は町が委嘱することになっていると思うが、町長が委嘱しているのかということも含めてお聞きします。これが2つ目です。

3つ目の点は、今度は決算でいきます。歳入ですから、それでしか入っていないので、歳入の3ページ、一番大きいところでいきますね、3ページの財産収入の1億7,155万7,000円、1億7,170万6,768円、この中にちょっと15万ほど金額が違うのですが、ここにいわゆるゆうらくからの土地売却のお金が入っているわけです。これは、細かいことは委員会で聞きます。総括的なことを言いますので、私の質問はこの1億7,170万6,768円というのはここがもとになっている3月議会の説明では、1平米当たり1億1,500万円と計算したと、こういうふう言ってるんですね。土地鑑定士には頼んでいないけども、相談したら1億1,500万だと。そういうふう計算している中には、何回も言うように、この金額は……（発言する者あり）平米単価で幾らって言ったっけ……（発言する者あり）ごめんなさい、訂正します。平米1万1,500円です、申しわけございません。1万1,500円で計算しているというふ

うに議事録に残っているわけです。そのときに議決して、これが執行されてるということからすれば、この時点では明らかに今回問題になっている2区画の分が入っていないという数字だと何回も言わざるを得ないんですけども、それに対して町長は、3月議会に、1万1,500円として計算したという言い方をしていることについて、この金額が全て含んだものと言えないのではないかという指摘にどのようにお答えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 3つ目の御質問にお答えします。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 同じことを言っとうだけん、ずっと。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 1億、約7,000万の土地代についてですけども、3月議会で平米単価1万1,500円と申しあげましたのは、これは参考までのデータでありまして、それが単価というふうには説明はしておりません。何かの聞き間違いではございませんでしょうか。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。私のほうからお答えいたします。

まず1点目、集落支援員ではなくて、地域の課題をどのように把握しているかということでございますね。これにつきましては、ほぼ毎月、年間、振興協議会の正副会長さん、それから事務局員も参加しますけども、連絡会というものを開催しておりまして、そこでいろんな意見交換をします。私どももいろいろなことを申し上げるんですが、会長さん方からもそういう課題なり、問題なりということの御提起もございます。それから何よりも、地域振興協議会の課題というのがイコールでここは考えていただきたいんですけども、課題を解決するために事業があるという認識でありますので、まさに事業計画、それから実績報告というのが課題であり、課題の解決であるというふうに思っております。これは各協議会からきちんと毎年出させていただいております。

それから、町長が委嘱をしておるかというお話でした。このお話は前回もいたしましたが、平成25年の3月29日付で総務省からの通知が出ております。もちろん私どもがそれを目にしましたのは、新年度、4月になってからでございますけども、その中に自治体が委嘱をしということが書いてあるというふうに申しあげました。もううちのほうは、こういうことを今回初めておっしゃられますけども、前からやっとなんですけどもという相談も総務省のほうに申しあげまして、その回答が、今度、新たに設置されるときには委嘱をしてくださいねと、町と集落支援員の関係

をきちんと整理してくださいね、そのようにということでございましたので、今まで地域振興協議会に配置しております集落支援員イコール事務局員については、委嘱はしておらなかったということでございます。重ねて申しますが、これから設置する際には委嘱をしてくださいねという、自治体が委嘱をしてくださいねということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。監査委員さんの意見、8番が一番先でしたかいな。

（「そうです」と呼ぶ者あり）8番につきましては、もっともなことではないかなとは思いますが、現場からいいますと、必ずしも児童館と児童クラブなどはいいにしましても、老人館ということにはすぐはならんのではないかという印象を持っております。こういう視点から、福祉事業の協働・共助の観点からということが書いてありまして、福祉ということでくくれば一緒なくくりになるわけですが、そんなに単純にすぐいかなのではないかな。特に老人館との連携ということについては、そんなにうまくいかなのではないかな。絶えずそれを一緒に運用していくというようなことには、これはちょっとならんのではないかというように思いました。

それから、12番ですけれども、これは特に監査委員さんのほうからも読み上げて御指摘をいただきました。確かに住民監査請求が提出されたということは、私どもちょっと知らなかったわけですが、そういう状況になったということについては、これはこの施策についての理解と説明が十分ではなかったというぐあいに判断されると書いてありまして、反省すべき点もあるのではないかというように思うわけです。ただ、これ、住民お一人お一人に説明し切るということはできませんし、本議会を通じてこの議論を通じて住民の皆様方に御理解をいただくように努力をするということだろうと思います。それで既に、そういうぐあいに施策として生きているわけですから、やっぱりあとは立派な運営をして、ああ、やっぱりよかったなと言っていただけのように応えることが私の務めだということで、このことについては特に私のほうから口頭で回答をさせていただきました。そういうことで信頼を築いていきたいと、このように思います。

それから、集落支援のことですけれども、先ほど長尾専門員が言ったように、ことしからそういうものが急に当然、年度末に来たということでちょっとびっくりしたわけですが、真壁議員が御指摘の町の仕事ではないかと、町が委嘱するということは、町の仕事ではないかということでありまして、これはまさに町の仕事だというように思います。町の仕事の部分を地域振興協議会にお世話になってやっていただいているというスタイルになりますよね。したがって、いわゆる振興協議会が選んだ人を町長が委嘱をするという形にしたいと思っております。振興協議会が選ばれた集落支援事務局員さんを町長が集落支援員として委嘱をするということで、整合を図

っていきたいというように考えております。

それから、単価のことおっしゃいましたけれども、3月議会でどういう説明をしたのか、今、議事録がないのでちょっとわかりませんが、これは伊藤課長がそのようにお答えしたのでそのとおりだと、単価等説明はしていないということですから、そうだったろうというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2つの意見について、町長がどう考えてるかっていうのをお聞きしました。

1つ、どちらから行きましょうか、集落支援員の件については、町長、先ほどおっしゃったように、町長がお認めになったように、集落支援員というのは全額特別交付税が出ており、これは町の仕事だとおっしゃられました。まさしく私も町の仕事だと思うんですよ。町の仕事であれば、集落支援員がやってる内容について報告がなければいけないんじゃないですか。そこを言ってるんです。なぜかという、一般質問でもさせていただいたんですけども、住民からは地域振興区制度について、よくわからないという声、先ほど言ったように無駄遣いという声と、上からの押しつけという声があるわけですね。これは、いい悪いはともかくとして、住民に税金を使っている以上、説明責任があるということだと思うのです。

先ほどの集落支援員をどの方にするかっていうのを振興協議会にお願いしたことについても、私は異論あるんですが、ちょっとそれは置いておきまして、今回、集落支援員を町長が町の仕事だとお認めになったのですから、であれば、集落支援員がそもそもしなければならないというふうに総務省が定めております集落点検の実施や、集落のあり方についての話し合いをして、先ほど担当課が言っておられたような課題を実績とするのではなくて、どのような課題があるのかとつかんだのかということをはっきりさせることが、先ほどの少子化や高齢社会に向けての大きな参考になるはずなんですよ。ここが出てこなければ、幾ら地域振興協議会でお仕事なさってるといっても本人たちも困るわけですよ。税金が出ている以上、集落支援員としての仕事をちゃんと町が明確にして、議会にも報告すること、このことが何よりも一番彼や彼女たちを励ますことになるんじゃないでしょうか。

町長が集落支援員としてお認めになりましたので、集落支援員として少なくとも総務省が言っている集落点検の実施や、集落のあり方についての話をなされて、どれぐらいなされて、現時点では14名ないしはサポーターを入れて15名の集落支援員が、南部町の各地域で、どのような課題があるのかとつかんでいるのかということをお報告していただきたいと。これは委員会で結構で

すから、出していただきたいということ、議長、よろしく願いいたします。町の仕事だということですので、ということなので、これ、できるかできないか、できますということ、答えなといけないよね。そのお答えをいただきたいと思います。

次の、まだです、土地鑑定士の件ですけれども、どのような議事録があるかわからないと、ちょっと読み上げますね。これは、3月議会の議事録です。こういうふうに言っています。全協のほうでも土地鑑定士の鑑定をしたわけではなく、鑑定士さんに相談をした金額ですけれども、相談員に、鑑定士に鑑定じゃないけど相談したんでしょ、鑑定と相談の違いはお金払ったか払わないかの違いですか。それも含めて聞きますね。鑑定士さんに相談をした金額ですけれども、平米当たり1万1,500円でした、こういうふうには言っています。これでいきますと、土地開発公社から購入した面積が1万5,290.27平米でしたので、1億7,583万8,105円となります。次が大事なんですよ。次が、あなた方がそうじゃないって逃げるところですけれども、土地開発公社から取得した金額と10万円程度しか差がなかったということもございまして、一応、町といたしましては土地開発公社から取得した金額で伯耆の国さんと交渉をさせていただきました、こういうふうには言ってるんですよ。

この時点でいえば、1万1,500円で大体のところ、土地開発公社から購入した金額と10万円しか変わらないので、これにしたんだなということ、話を話したと。これで多くの議員の方々が納得されて可決してるわけなんです。私が言っているのは、この1万5,290.27平米の中には町の2区画は入っていないでしょって言ってるんです。もとに戻してさまざまな説明になるんだけど、この3月議会の時点の説明から外れた2区画をどう説明なさるのかって聞いているんです。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。集落支援員についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、集落支援員、多分、議員も同じ資料を持っておられると思いますが、総務省からの、先ほど私が申し上げました、ことし3月末の通知の中で集落というものの捉え方について御案内のとおりだとは思いますが、確認をしておきます。その通知の中には集落というのは、いわゆる個別の集落でございますけれども、例えば小学校区とか自治会の連合単位とか、そういう広域的な、まさにうちでいうと振興区というような部分も集落として捉えるよと。そこは各自治体で柔軟に考えてくださいねという旨があります。再度申し上げますが、まさに南部町の地域振興区でございます。

それから、活動の報告ということですが、御案内のとおり地域振興協議会の活動というのは、集落支援員、事務局員ですが、だけがやっているわけではございませんで、正副会長さん、それから事務局員、そして各部の皆さんが一丸となってやっておりますので、集落支援員だけがこれをやった、あれをやったということではなくて、総合的に実施しておりますその結果が、その実績が、毎年、実績報告となって町のほうに報告されますので、私が何をやったということは、これは日報の部分でございますので、ではなくて、業務的なところは実績報告ということで御理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 今、真壁議員が読み上げられた3月の議事録でございますけれども、この当時は私のほうでも、2区画という考えではなく全体が幾らだという説明の中で、あくまでもしておりますので、そこは御了承ください。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。集落支援員のことは、町の仕事となったと町長が認めたということをおっしゃいました。これは、町が委嘱をしなさいという通知が年度末に来た、そういうことで担当者がいろいろ総務省のほうに確認したら、もうしてあるなら今度からでいいというようなことでありまして、あなたがおっしゃるような、そんなかたい通知ではない。もうちょっと柔軟に考えられたほうがええと思う。来年から、今度からでもいいというようなことを言っておられましたので、そういうぐあいに考えればいいというように思いますが、内容はいろいろ書いてあります。聞けば向こうもいろいろ答えるわけですから、内容はいろいろ書いてある。そういうことを総合的に担って、集落の手助けをするのが集落支援員ですよということでございます。もうちょっと楽に考えてください、国もそういうぐあいに言ってますから。

それで、先般、連絡会がありまして、連絡会の折にその趣旨を伝えて、会長さん方に、活動日誌はきちんとつけてくださいねと、会計検査の対象などにもなると思っていますので、そういうぐあいをお願いをしておきました。ですから、それがことしの3月に通知が来たわけですから、月末に。ですから、来年の今年度の報告からになるでしょうね。今年度の報告からそういうことで、こういうことをしましたよというような報告は出せるのではないかと考えております。

それから、今の単価のことなんですけれども、真壁議員、誰が見てもあそこにこれだけ残してというようなことを考えますでしょうか。もう塀できちっと囲ってあって……（「そんなこと理由にならない」と呼ぶ者あり）理由にならんことないですよ。常識的に誰が見てもそういうことであります。あれ全部を土地開発公社から値段で売るということであります、全部を。きのうも

言いますように、この2筆の問題に、どうしても、あなたは漏れていたということについて、私どもが漏らしていたわけですから申しわけない立場なので、ちょっと反論もしにくいわけですが、漏れていたということは事実なんです、あれ全部ですから。そういうことで皆さん方は議決をいただいた。柵で囲ってあって、そういう1つの土地の区画になっているわけ、あのものを土地開発公社から購入した金額で売るということでありまして、誰だっただそこに2筆漏らしてやろうと、あれは別なもんだというようなことを考えていたわけではない。落合の皆さんもきくとそうだと思う。千数百万の補償費ももらっておられますから、落合の土地が別なもんだというようなことを考えておられたわけではない。これは、議員の皆様方にそれぞれ聞いてみられたらいいと思います。その当時、議決をいただいた皆さんに聞いてみられたらいいと思う。2筆漏らして売るといような話をしたわけではないので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今の土地のことについて再度お尋ねいたしますが、筆数が間違っていたことがわかった時点で、それから売買契約をするまでの期間があったわけですね。そのときにすぐに議会に諮ればよかったと思います。議会説明の150万の単価の問題は問題ですよ、これは。議会に対して説明したことが間違ってたんですから。これは、きちっと謝罪されなければならない問題だと思います。それから……（「諮ったやないか」と呼ぶ者あり）いやいや。それでその後、議会の議決とは違う内容で契約を……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、前回の質問でもそれ、重複してますので新しい質問をしてください。

○議員（5番 植田 均君） いや、町長がきょうの初めにも、このことについては蒸し返すような話をされたので、はっきりしちょかないけんですよ。

○議長（青砥日出夫君） 意地で質問してもらっても、同じ質問してもらっても困りますんで。

○議員（5番 植田 均君） で、ここんところは議会の議決がない内容の契約をしたんですよ。（発言する者あり）後でね、後でしたんですよ。そこんところを監査委員に指摘されて契約してやったことについては、これ、監査委員の指摘はやわからに指摘されておりますけど、これは財務規則に抵触するんじゃないですか。そこんところの見解を厳しく求めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） この件につきましては、昨日の一般質問で御指摘もいただき、お断りもしたということでございます。間違えたことは事実でございますので、これは素直に謝らなければいけないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

金曜日の日、初日、6日でしたかいね、提案を終わった後で質問の時間がありまして、そのときに私、実は生活指導員の関係で生活福祉、それから教育、健康、あらゆる面に、これ、全町共通しているんで枠をはめないで、全町民対象にされたらどうでしょうかということを聞いたら、町長答弁では、一般質問でまたありますのでそのときにということで、私も御期待しておりますということだったですけれども、昨日は一般質問は私あったんですけど、時間の配分の都合でこのことについて新たにまた質問出さんかったですけれども、きょうも答弁いただきたいと思います。

それから、新たなことなんですけども、実はこの土地の関係で臨時議会がありましたね、7月でしたかね、臨時議会があったですね、このゆうらくの土地のこと。そのときに、いわゆる落合の公民館移転のことにに関して、あの土地についてあって新たなところへできて、そこはいわゆる町の土地であって、以前も町の土地であって町の土地。それで、当然、固定資産税は払ってないわけです。ほかのところも公民館として地域で利用しているところであれば、中には借地とかそういうところあるということでしょうし、また個別に財産として持つておられるところあると思うんですが、やはり公的に準ずるような施設ですから、それは税金のほうは免除するというようなことをすべきだと思うが、その考えについてどうなのかということ、これが2つ目。

それから3つ目なんですけども、私、3月議会で集落支援員のことを質問しましたね。そして、長尾専門員から県のほうへ相談したら、これからだということだって、きょうも委嘱状について真壁議員が質問をかけたことについて、委嘱状のことだったんですが、それは次からということだったんです。ところが、先ほども協議会と協議して、活動報告とかそういうもん、これもまたこの次のというような考えだと思うんです。私は、はっきりしておきたいのは、委嘱状は確かにもう新年度がスタートしたときだから、それは次からかもしれません。

それから次、もう一点なんですけども、先ほど町長は、集落支援員は地域振興協議会で採用した職員を、それを地域集落支援員としてしたんだということだったんです。ところが、私も3月議会のときに総務省の要綱だったかな、通達だったかな、つくってる分、それを見ますと集落支援員は公募だ、公募するということになっているんですよ。協議会の職員は協議会の中で決められたと思う、採用されたと思うんですが、集落支援員は当然、公募すべきじゃないでしょうか。このことについてもお聞きします。

それから、先ほど、ゆうらくの土地の関係なんですけども、3月議会できちんと面積を提示されて平米単価が1万1,500円ですか、出されて、それで面積提示があって、そして売る金額が1



億7,500何がしですか、だったでしょう。ところが、この間の臨時議会で出たのは、面積自体が違ってらんですよ。面積が違ってるといことは全体を含めて何という言い方で通るわけないでしょう。私は面積提示がなくて、全体で何ぼで、あのとき、ゆうらくを利用している土地を全体を1億7,000何ぼですよということなら、今回の全体の分だったということは、ただ、全体の中で2筆が不足してたんだということがいいんだけども、ちゃんと面積提示があって、その提示された面積に対して1億7,000何ぼ、何がしであって、面積が今度ふえたのに同じ金額、これおかしいじゃないですか。誰が考えても、ただで譲ったということになるんじゃないですか。そのことについてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

まず、集落支援員の活動記録でございますが、先ほど町長のほうからもお答えしましたとおり、今年度、昨月の連絡会で各協議会のほうに、今後、委嘱もすることになるんで、総務省からこういうこともあったんで活動記録もつけてくださいというお願いをしましたんで、今度からという、活動記録はもう既に今、つけていただいております。

それから、公募についてですが、これは各協議会ごとにきちんと公募をしていただいております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。生活相談員を全集落に設置をということでございますけども、町長の答弁のほうでもありましたように、集落には社協が委嘱しておられます福祉委員さんとか民生委員さんとかおられます。そういう方を中心に相談に乗っていただくということと、あわせて、今の地域振興協議会等を中心とした集落づくりの中で、見守り等、いろいろと実践していただいております。そういう中での課題とかの問題とかがあればつないでいただくというような仕組みづくりが今できてきているんじゃないかなと思っております。

それとあわせて、役場の職員等もおりますので、そういうところと連携しながら相談とか見守りとか、いろんな部分での連携をとりながら対応していけたらなというふうに思っておりますので、ちょっと全町に生活相談員を設置するというのは、今は難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 同じことの連続でございますので、人が変わったほうがいいかと思ひまして、私がさせていただきます。

ゆうらくの土地のことですけれども、落合公民館のほうの議論にどうしても何度もなっているわけですけれども、逆に言えば、落合公民館の場所は除くんだという議論はここでなかったと思います。区域の中で落合公民館の存在も、議員がよく御存じのあそこは除くのかという議論はなかったわけです。当然、皆様と私どもの議論の中では、あそこは一つの隔地としてゆうらくの機能を有するものは一体として売買するという事は、これは全員がその中で確認してたことだというぐあいに思います。

2筆外れたがということは、その筆と面積のことについてはおわび申し上げなければなりませんけれども、その説明した範囲が違うということは、これは間違いではないというぐあいに思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。公民館の固定資産税についての基本的な考え方ということで御質問をいただいたと思います。

公民館、あの集落の公民館をいわゆる指しているというふうに思っておりますが、そこが例えば町有地ですと、これは当然非課税ということになります。あと、中には私有地、個人で所有されている方の土地を公民館の敷地として提供されている集落もございます。その場合には無償で敷地を提供されている場合には非課税、減免という措置をとっております。それから、それを有償、いわゆる一般的には固定資産税分を個人の方にお支払いして借りていらっしゃるという形態をとっておられるところについては課税という基本的な考え方で課税、非課税を公民館について行っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 一通り答弁いただきました。ゆうらくの土地の問題では、大変苦しいですね、答弁が。私もよくわかります。

大体、私が最後に言うのは、旧落合があった土地を除くなんてことは、もちろん思ってません。あそこも含めて伯耆の国に売却するんだと私も思ってますよ。ただ、私がこだわるのは、面積提示があって、その面積提示が今度違ってると、ふえているでしょう。なのに金額が同じというのは、これはただここで譲っただないかというぐあいに考えざるを得ないんですよ。最初言ったように、あの一角、ゆうらくが利用している土地を全部ですよということならね、あえて、ところが、見たら34筆あいて36筆になってましたよと。筆数のことだけ訂正しますと、変えますということなら、まあそれでも、まあ譲歩のできる部分があると思うんですけど、ところが面積ということは、土地の広さによって出されたお金、金額でしょう。ふえとったら、当然それに付

随してふやすのが当たり前じゃないですか。これは、私は理解できませんし、恐らくほかの町民の方にも話すと、そんなばかなと言われるのがほとんどですよ。議決したんで、議決優先だからということで逃げられると思いますが、町民についての理解は大変難しいです。そのことを指摘しておきます。

それから、今度からということ、いわゆる住宅、集落支援員の問題ですけどね、今度から今度からと言われるんだが、しかし、私が非常に不思議に思うのは、総務省が全てこれは今度からでいいよということを行っているんでしょうか。

それから、集落支援員になっている人が地域振興協議会の職員を、事務員をしたということなんですけども、これ、私わからんのはね、何で横滑りのようなことされるんでしょうか。あの要綱を見ますと公募というぐあいになっておるんですけども、何でそういうことをされるのか、私は理解できませんね。

それから、もう1点なんですけど、先ほど日常生活の相談のことなんですけど、いわゆる福祉委員だとかあるいは民生委員の方もおられますし、それから地域振興協議会というもんがあるということだったんですけど、それでは逆に聞くんですけど、なぜこの地域に限定して生活相談員、これ必要じゃないですか。そこの方もそういう類いでやられたらいいんじゃないですか。そのことについてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。

本当に総務省が言っているのかということでございますけども、しっかり聞きました。東京に2回も電話して確認いたしました。

亀尾議員にこのことでお答えしたいのは、以前にもこういう通知はございましたけども、そこでは委嘱というようなことは全くなくて、集落支援員を設置するよと、こういうので設置していいよということだけの委嘱でございました。ことしの3月末に来たものがかなり踏み込んで委嘱をせにゃいけんとか集落の捉え方とかいうようなことも書いてある通知でございました。

横滑りではということですけども、最初に来ました通知を見ます限り、本町でやっております地域振興協議会の活動は、そのまま当てはまったものですから、これはもう横滑りではなくて、そのままちょうど重なったということで御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。同和地区に対する生活相談員のことを御指摘のことだろうというぐあいに思っております。要綱に従って配置をしておるわけでございますけれ

ども、これまでの部落差別の結果、さまざまな不利益が生じておる、そういうものが引き続き今日の生活実態の中にもある、そういうことを踏まえて、そうしたことへの支援ということで配置をしているというぐあいにはいたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第58号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点について質問があります。これも詳細は委員会で課長等に聞きますので、町長の見解をお伺いします。

まず、1点目は、滞納から見て減免制度が必要ではないかという質問です。先ほど一般質問の中で、植田議員の質問に対して担当課長が、滞納がいわゆる179だけど、そのうち現としては100世帯があること、そのうち、世帯主に限ってだけどもということで、所得の調査をしたことを回答されておりました。その中に、100件中、世帯主のいわゆる課税所得ですね、これは、ゼロ円というのが51あると、半分あるということなんですね。これは、見方によれば、世帯主はゼロだけでも世帯同居の人たちがどれほどの所得があるかもしれないということはあるかもしれないが、現実として滞納世帯の様子を物語っている数字ではないかというふうに思うわけなんです。

そこから、町長、収入済み金額が国民健康保険税2億3,900万等に対して収入未済が今年度も5,970万円という数字が上がってきています。これは一般会計での収入未済と比べても、やっぱり圧倒的に国保税では滞納が多くなってきているというのが現状だというふうに思うのです。町長は、広域連合で、介護保険のときに、介護保険料が高くて払えない人については生活保護にかければいいと、こういうこともおっしゃったんですけども、という一方で、何らかの減免策の検討が必要ではないかということもお示しになったというふうに私は捉えています。そういうところから見れば、そういう意味で言えば、低い世帯の中で国保税も頑張っ払ってくださっているんだけど、結果として……。

○議長（青砥日出夫君） 簡潔にお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。払えないところから収入未済が5,900万に上がっているという点から、これを解決していく方法と住民の医療を守っていくという点から見れば、ゼロ円にも税金がかかってくるという国保税の性格から、何らかの減免措置が必要なのではないかと

いう点について、どのようにお答えかという点が一つ。

もう1点は、先ほど国保の広域連合と絡みまして、今年度も医療費がふえてきているのかな、それは後で聞きますけれども、広域連合に、広域化すれば、町長がおっしゃったように、各市町村で医療費の高いところに指導が入るんですよ、そうでしたね。どういうことが起こるか。うちの町は西伯病院持ってるんですよ。西伯病院持っていることのいいところは、先ほど言う、地域に根差した医療で住民の近くに医療現場があるということ、これ住民にとって本当にありがたいことなんですよ。と同時に、どういうことが起こるかということ、医療費の増ということが起こってくるわけなんですよ。これは、今まで町長はもろ刃のやいばだというように言ってたんですけども、広域連合化すればです、広域化すれば、医療費の高騰問題について容赦なくその指導が入ってくる。こういうときに病院を抱えている自治体としても、何よりも医療費高くなったら困るんだけど、医療費を使うことによって住民の健康を維持し、西伯病院を維持していくという結果があるわけですね。そういうところから見れば、広域化で解決するのではなく、今回の広域化の目的は医療費抑制を狙っていくことが大きな問題だと、ことだとすれば、町長は病院を守る立場からも住民の医療を守る立場からも広域化には反対と言うしかないんじゃないかと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 決算認定に関係ある。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 何で。どこが。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、紳士的に行きましょう。

○議長（青砥日出夫君） いや、紳士的って……。

○議員（13番 真壁 容子君） 端的に、淡々と行きましょう。回答するのが一番早い。

○議長（青砥日出夫君） 決算認定についてとあるわけでね、これは。

○議員（13番 真壁 容子君） そう、決算認定ですよ。

○議長（青砥日出夫君） うん。だから、それは全然、問題のすりかえだと思いますよ。

○議員（13番 真壁 容子君） それ、すりかえではないですね。

○議長（青砥日出夫君） いや、それはここで聞くべきじゃないでしょう。（「いや、総括ですよ、これ」と呼ぶ者あり）いや、一般質問で聞くべきでしょう、それは。

○議員（13番 真壁 容子君） いや、そんなこと言わないでね……。

○議長（青砥日出夫君） いや、そんなこと言わないでじゃなくって、答えようがないじゃないですか、これ。

○議員（13番 真壁 容子君） 答えようがない……。

○議長（青砥日出夫君） だって、ここについて聞いておるわけですよ。それを、違ったこと言っ  
て、執行部がどういう答えをするんですか、それは。それは、答えられんことはないかもしれま  
せんけども、ただ……。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと待って。議長、わかった。わかったから、時間がもった  
いない。

○議長（青砥日出夫君） 時間がもったいないって……。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、一つはいいでしょう、1問目は答えてください。

○議長（青砥日出夫君） ああ、滞納ね。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。植田議員が国保の質問されましたので、たまたま手元に資料  
がありましたのでお答えをしてみたいと思いますが。

滞納者に減免制度が必要ではないかという……。えっ、何。

○議員（13番 真壁 容子君） 低所得者層に減免する制度が必要。

○町長（坂本 昭文君） ああ、低所得者層ね。御存じだと思いますけれども、国保の軽減や減免  
制度は既にございます。国保加入者の合計所得が33万円以下の世帯は、均等割、平等割を7割  
軽減、それから5割軽減、2割軽減と、それぞれ所得に応じて軽減制度があるわけです。これは  
国が定めたものでありまして、これは申請は不要であります。

それから、申請が必要なものとして、例えば世帯主またはこれに準ずる者が死亡もしくは長期  
の疾病にかかり、または病弱などのため就労不可能で、その世帯の収入金額が生活保護法の最低  
基準生活費の額に達しない生活困窮世帯は全額免除だと、以後、7割以上内減免、3割以内減免、  
所得割額7割以内は減免とか、所得割額は3割以内は減免というようなさまざまな制度が用意し  
てありますので、これは申請が必要ですが申請をさせていただきたいということでございま  
す。払わずに投げておけばどんどん滞納がたまっていきますので、そういう申請制度も御活用い  
ただきたいというように思います。

それから、真壁議員は広域化のことについておっしゃったですけど、広域化については植田さ  
んに御質問にお答えをしたとおりであります。抑制を狙っているというようなお話ですがけれども、  
私はそういうぐあいには思っておりませんので、よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点ね、わかりました、町長は、滞納世帯が100件あって5、

970万ある現状を、町長としてですよ、どう解決しようとしているかというところに申請しろというのが回答だったんですよ。

○議長（青砥日出夫君） 申請もできると言いました。

○議員（13番 真壁 容子君） え、ちょっと待って。あなた、申請があるって言ったんですよ、今。そうでしょう。減免申請がある、それしてもらったらいって今おっしゃったでしょう。それしか言わなかったじゃないですか。でしょう。

そのことと、もう一つは、今、声が聞こえた、そのことと、もう一つは、失業等に当たったらするだけん、それも申請しなさいって言ったわけでしょう、そういうことでしょう。そのことがやれていないから滞納が出てるといふふうに理解なさっているんですか。聞きますね。だとすれば、申請をして、失業等に当たるところがほとんどなのに、それしてこないから滞納だと言っていることになりますよ。そうですか。

町長として国保を運営していく責任がある方ですからね、実際、事実として町が決めた保険料に対してこれだけの滞納が出てきていることについてどこに原因があるのか、何が問題なのかということ把握しておかなければいけないと思うのですが、そのために私は今、先ほどの一般質問に出てきた課長が示した所得状況をお示したつもりなんです。町長は、この滞納が出てきている事態をどういうふうに考えているのかということ再度お聞きしますね。

もう言えないから、一言言っておくんですけれども、広域化の問題は今、国保の最重点課題です、予算決算に振れないとなれば。国保に将来責任が持てないから聞いています。えらい見の狭い答弁だなと思って聞いております。以上です。

○議員（8番 細田 元教君） 滞納聞いた、低所得者について。

○議員（13番 真壁 容子君） そう、低所得者よ。

○議員（8番 細田 元教君） だけん、滞納っていったら滞納って答えかけたら、あんたが低所得者って言うけん。

○議員（13番 真壁 容子君） 同じことよ、この話は低所得者にしたって申請しろということなんでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 申請は要らんって言ったがん、35万円以下は。35万円以下は要らんって言ったがん、申請なんか要らんって言ったがん。

○議員（13番 真壁 容子君） 何を言うてんのん。質問が悪かったら、もう一回しましょうか。

○議長（青砥日出夫君） いや、言わん……。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長やめようじゃないでしょう、あくびして。それが今、5,0

00万も滞納して、住民が払うのが大変だという国保の現状でしょう。

○町長（坂本 昭文君） どげ思っちゃおかいうことか。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですよ。

○町長（坂本 昭文君） ほんなら、そげって言いないや。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保の滞納の発生する状況について。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。滞納が発生する状況をどのように考えているかというぐあいに、ですね、ですか。

○議長（青砥日出夫君） 真壁さん。もういいです。

○町長（坂本 昭文君） 滞納が発生する状況ということは、これは所得状況が豊かではない、あるいは税のほうが高い、あるいは医療のあんまり必要性がないので払わんでもええというようなことや、いろいろあると思っております、ここで一概に、何でこれだけの滞納が発生するのかということをこれだっというて言う決め手はなかなか私も持ち合わせておりません。

ただ、植田議員の御質問にもお答えしたように、国保は構造的な問題があります。失業者だとか高齢者だとか、そういう皆さん方が最後のよりどころとして国民健康保険ということで入っていただくわけでありまして、そういう構造的な問題を抱えているために、どうしても滞納が発生しやすいというように私は思います。そこで、先ほど申し上げたような申請不要な軽減制度ですね、それから申請が必要ですが、御相談をいただければ減免制度というものもあるということ先ほど申し上げたわけでありまして、こういうことを利活用して、国民健康保険を活用して健康な生活を維持していただきたいと、このように思っております。

一つだけ参考に申し上げておきます。税収が2億3,900万円であります。歳出全体が13億9,100万円でございますので、歳出全体の17%を税収で賄っておるということでありまして、不足する83%、11億5,200万円、これは国や県の繰り入れで、町の繰り入れで賄っておるということでありまして、この状況から見ても、相当に国や県も、あるいは町も国保については支援をやっておるということですが、それでもなおこれだけの滞納が発生するわけですから、やっぱり今のままでこの国保の未来というものを展望することはなかなか難しいのではないかと。これ続かんやになるもどだと思います。破綻していくもどと。したがって、広域化というようなことを社会保障制度の中で国民会議も打ち出しておりますし、転ばぬ先のつえでそういうことを打ち出しているわけです。

やっぱりこの社会保障制度は、私たち、今、今の世代だけで終わってはいけんわけでありまし



て、若い世代にも支持されんといけん。若い世代も納得して応援してくれるような制度にならんと続かんわけです。したがって、広域化というようなこと、私どもは本当は、私どもいうか私は、本当は医療保険制度は全部一本化するがいと、このように考えてはおりますが、その第1段階としてこの国保の全県一本での広域化ということによろやく動き出したかなという思いであるわけです。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第59号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の後期高齢者の保険は、南部町の在住者2,049人に保険証を更新しているというふうに書いています。保険料を7,820万円その方々から集めています。総額では1億2,300万円の決算になっています。

町長、後期高齢者の制度は、できるときにも国民の中で意見が二分した制度です。この制度によって、今、南部町では2,050人余りの方々がこの後期高齢者の制度を受けているんですが、残念ながら広域化することによって、この中で、この彼ら、2,050人近くの方々がどのような医療を受けているのか、どれぐらいの割合で病気が発生しているのかっていうようなところは町長はどんなふうにつかんでいらっしゃるのでしょうかということです。

それと、もう一つは、広域化することによって運営がスムーズにいくというのですが、パイが大きくなったというんですけども、これ事務費の負担割合ですね、事務費の負担割合にしてみても、国保の、先ほどの比べても私は非常に多いのではないかと思いますんですけども、町長は広域化することによって事務の効率化という点についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 広域化することに私は賛成をいたしておりました。皆さん方は反対でした。今現在、ほとんどこの制度が定着をして、そういうことをおっしゃる方が少なくなったように思っております。それは、結局、国民の間に支持が広がったということだろうというように思います。現に、国保なんかも75歳以上の方は後期高齢者に抜けるわけですから、国保などにとってもこれはよかったのではないかと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと町長、後期高齢者が定着してよくなったというのは、町長、この後期高齢者のどこがいいというふうに判断なさってるということですか。先ほど言って

いるように、住民の約2,050人が後期高齢者を受けているわけですよね。彼らの後期高齢医療になることによって一つわかったのは、国保財政が助かったよということよくわかったんですよ。ところが、そのついで医療とか、彼らを取り巻く人たちについての医療状況はどうなったかという点についてはどのように判断なさっているんでしょうかっていうことをお聞きしております。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） あんまりよくわかりませんが、とにかく日本の高齢化は、これは長年の夢でありまして、そういう高齢化、高齢社会が実現をしたということでありまして、この一番根本原因になっているのが医療、医療提供体制の充実、あるいは医療の高度化というようなことが大きな原因になっていると。医療や介護や社会保障制度の充実は、このような人類長年の夢であった高齢社会を実現したというように思っております。そういう意味で、後期高齢者医療制度もそういう役割をしっかりと果たしているだろうと、このように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第60号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第60号は南部町介護サービス事業特別会計の決算なんですが、これは今まで寄附金等で来てたのが、今回24年度の決算は一般会計から繰り入れをして、24年度の当期当年分の、いわゆる起債償還分を返した段階で、不用額として幾らか残っているという決算なんですね。そこで、中身については委員会ですが、このことについてお聞きしておきます。

介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームゆうらくを建てたときの起債償還分を寄附として受けて返していくということで作られたんです。今まで、町長、この寄附を受けていて、伯耆の国、ゆうらくをつくってここでお金を返していったんですけども、それ以上に町が何らかの負担をしてきたというようなことがあるんでしょうか。介護サービス事業会計の中で起債償還をしてきたってということなんですけれども、そうですね、これを今回もう終わらせるわけですね。終わらせるわけでしょう。今度、24年度は一般会計繰り入れしたんですけども、これをもう終わらせるわけですよね。それに当たって、今までは寄附を受けてお金を返してきていました。このやり方に何か支障があったのかということと、それ以上に、ゆうらくのお金で一般会計、これ以外のお金から払ったというようなこと、今までありましたかということですよ。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 伯耆の国からの寄附金で起債の償還をやっておったということですが、これは努力目標で、もし伯耆の国が赤字か何か発して返せんかったら、これは当然町が返さんといけんという前提での寄附でございました。幸いに、頑張っただけで起債償還が終わるまでしっかり寄附をして、自分たちの力で起債償還をしたということになっております。

これ以外で何かあったかということですが、私の記憶では、このたびの天皇・皇后両陛下の視察というようなことを受けて施設整備もしましたが、それまでに厨房の床がちょっと傷んで、これを直すために町のほうで、大きな金だったと、1,000万にはならなかったかもわかりませんが、そういう金額を支出して直したことがあります。これは町のほうでやりました。指定管理制度になっておれば、そういうことであります。それ以外にもあったかもわかりませんが、今の記憶にはございません。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりました。そこでお聞きしますが、町長、この介護サービス事業特別会計は、先ほど言ったように、伯耆の国から寄附金を受けて起債償還分を町が返すというこのやり方、このやり方について、今の時点でどういうふうな考えをお持ちでしょうか。今回は、私は寄附金を受けてするときに異論を言った記憶があるんです。使用料等で取れないかというふうなこととか言った経緯を覚えています。今、このことが、もう財産が向こうに無償譲渡することによってこういう制度をなくすわけですね。今まで町の財政とそれが何らこのことで困ることはなかったんですけども、今回、無償譲渡することによってこういうやり方をなくすんですけども、町長は寄附を受けて起債を返すというやり方について今までどういうふうにご検討してきたんですか。それが今後、こういうことを、今までの経験ではこれを続けていく限りは町のほうで大きなお金を持ち出すということは考えなくてもいいんじゃないかなというふうに私なんかは考えるものですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 御存じない方もあらうと思いますので、せっかく聞いていただいたのでちょっと紹介をしておきたいと思いますが、実は西伯町の特別養護老人ホームを建設時、運営しておったのを町に移管をするという話からこの問題は始まったわけでありまして。一番問題だったのは、県立施設ですから町外の人たくさん入っておられる。そういう施設を町が受けて、町の一般財源を使って建てて、運営をするということはいかがなものかと、こういう御批判もあったわけですが、反対の御意見もあった。そこで、県のほうとよくよく相談して、県はいいわけですよ、米子の人が入ろうが鳥取の人が入ろうが、県立施設ですからこれは問題なかったわけですが、

れど、その当時は介護保険なんかありませんから、町立施設で町外の人を、半分ぐらいその当時おられましたよ、入っていただくために町費をたくさん使ってそういうことができるのかということがあって、それで、そこに一つの乗り越えなければいけない壁があったと思います。いろいろ考えて、県のほうとも相談したりして、法人をつかって、その法人で運営をしようということにしたわけです。その後に介護保険が平成12年から始まっております。そういう方針を立ててやりましたが、実は介護保険というものができるまでは措置制度ということで運営されておまして、毎年6,000万も7,000万も赤字が出ておりました。この赤字が出ているものを県から町につけかえるだけでは、これはうまくいきません。そうかといって、いつまでも抵抗しておりましたところ、民間に移管してしまうというような、半分おどしめいたようなことも言われまして、町のほうで受けざるを得んということになったわけです。法人をつかってやるということ、それで介護保険がどの程度の収益になるのか、赤字になるのか、もう全然わからんところでスタートしております。

1年目、県がこれは介護保険がスタートした平成12年は県がやりましたが、何とか回るのではないかということになりまして、それから町で受け、町で平成13年はたしかやったと思います、町でやった。それで、そのときには若干の黒字が出たと思います。15年にこの施設をつかって、起債を借りてつくったわけでありまして、この起債の償還は、これは町が借りたわけですから町がせんといけんというわけです。伯耆の国が赤字だったら、これはもう当然町が返さんといけんということであります。そこで、努力目標として、しっかり運営して起債の償還ぐらいは自分やちでやるぐらいの考えで運営してほしいということで、この寄附金で、寄附金制度をつかって、そこでスタートをしたわけです。起債の償還分ぐらいを目標に、努力目標として伯耆の国は運営で頑張る町に寄附をすると。町は寄附金で受けておりますけれども、伯耆の国は施設の利用料ということで払っております。

そうこうするうちに、平成18年だったと思いますけれども、18年か19年、指定管理制度が始まります。ですから、指定管理よりも前からそういう約束事で動いてきたということでありまして。指定管理が始まって、施設は無料を出すということになっておまして、若干契約上、おかしなことが発生したわけです。県のほうは、当初はそういう事情をよく御存じで、何のことも言われなかったようですけども、指定管理制度が始まったころから施設は施設の利用料なんてことは指定管理には書いてないわけですが、伯耆の国としては寄附をするという状況は、これはおかしいのではないかということを県のほうからも御指摘をいただくようになりまして、担当もかわればそういうことになると思います。今回、この一括で寄附を受け、そして以後は施設譲渡

ということで、自分たちの施設でやっていただくということに決着を図ったわけでございます。

このやり方をどう考えるかということですが、あんまりいいやり方ではないと思います。というのは、社会福祉法人は広く社会の篤志家などから浄財を受けて寄附を受ける、どちらかというのですね、立場であって、寄附をするというような本当は立場ではないわけですが、先ほど来申し上げたような事情から、そういう仕組みでいろんな課題を乗り越えてきたわけでありまして、したがって、私も今回でほっとしております。一応終わったということで、あんまりいいやり方ではなかったと思いますけれども、伯耆の国もよく頑張って起債償還も全額やった上にまだ少しおつりが出るぐらい頑張ってくれました。非常に、そういう意味では敬意を表したいというように思っておりますが、町としてはこれで一応終わったということでありまして。

それで、真壁議員が聞かれたのはここまでではないかと思しますので、これで終わっておきたいと思っておりますが、そういうことでございます。

○議長（青砥日出夫君） 本会の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ時間を延長します。

議案第61号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第62号、平成24年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第63号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第64号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第65号、平成24年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第66号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第67号、平成24年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 24年度の水道の決算の認定の議案が上がっています24年度決算、この時点で、水道事業会計の内部留保資金は幾らになっているのでしょうか。これは、私は少なく……。

○議長（青砥日出夫君） 早く早く努めてください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、いいですね、はい。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。内部留保資金は、ございません。終わります。

○議長（青砥日出夫君） 議案第68号、平成24年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 企業会計、同じことです。24年度の病院事業会計の決算に当たり、この時点での西伯病院事業会計の内部留保資金は幾らでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 内部留保資金はございません。以上です。（「それ、委員会のときに聞いてもらえばいいがん、委員会のときに、いいかげんなこと言っちゃいけないで」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 済みません、訂正をさせていただきます。

内部留保資金につきましては、申しわけございません、24年度末の現在でございますけれども、4億283万3,000円でございます。以上でございます。失礼しました。

○町長（坂本 昭文君） 谷田君、ええかや。水道は、ええかや。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。それにつきましては前回返事しておりますけど、委員会でまた答えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第69号、平成24年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第70号、南部町行財政運営審議会条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第71号、南部町税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第72号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） ここで、地方自治法第117条の規定により、議長が除斥の対象となりますので、議長の交代をいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時40分休憩

---

午後4時40分再開

○副議長（景山 浩君） 再開いたします。議長と交代いたしました副議長の景山であります。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（景山 浩君） はい。

青砥議長の入場を許可します。

議長交代のため、暫時休憩をいたします。

午後4時40分休憩

---

午後4時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

議案第74号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第3号）の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第75号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第76号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第77号、平成25年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 日程第6 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日11日は各委員会を持っていただき、御審議をお願いいたします。

以上、閉会といたします。

午後4時42分散会

---